

SAN

JEN

山 巔

平成30年の山岳遭難防止活動



富山県山岳遭難対策協議会

目 次

1	はじめに	1
2	立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込状況	2
3	過去20年間の山岳遭難発生状況	3
4	平成30年の山岳遭難発生状況	4
(1)	月別発生状況	4
(2)	山域別遭難者数	5
(3)	警察署別発生状況	5
(4)	場所別遭難者数	6
(5)	態様別遭難者数	6
(6)	年齢・性別遭難者数	7
(7)	入山目的別遭難者数	7
(8)	住居別遭難者数	8
(9)	職業別遭難者数	9
(10)	登山届提出状況	9
(11)	遭難者の山岳会等所属別状況	10
(12)	遭難者のパーティー別状況	10
5	救助隊の出動状況	11
6	ヘリコプターの出動状況	12
7	山岳情報利用状況	13
8	山岳診療所開設状況	13
9	富山県登山届出条例に基づく登山届について	14
(1)	過去20年間の登山届提出状況	15
(2)	平成29年度(平成29年12月1日～平成30年5月15日)の登山届提出状況	16
①	団体・年齢・性別登山届提出状況	16
②	住居別登山届提出状況	16
③	規模別登山届提出状況	17
④	入山日数別登山届提出状況	17
⑤	登山コース別登山届提出状況	18
⑥	勧告状況	19
(3)	富山県登山届出条例等	20
①	富山県登山届出条例	20
②	富山県登山届出条例施行規則	22
③	勧告の基準	22
④	危険地区及び特別危険地区	23
⑤	登山届様式	24
10	立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について	28
(1)	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱	29
(2)	入山届様式	32
11	遭難防止対策等推進状況	34
12	富山県山岳遭難救助組織概念図	39

1 はじめに

平成 30 年の立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込数は、前年から約 4 万 9,000 人増加し、約 131 万 7,000 人であった。

一方、富山県内における山岳遭難は、遭難件数 123 件（前年対比-8 件）、遭難者数 131 人（前年対比-13 人）で、遭難件数、遭難者数とも前年より減少した。過去 5 年間の平均より低くなったが、依然として高止まり状態が続いている。

遭難者の内訳では、40 歳以上の中高年者が 102 人と全体の 77.9%を占め、前年より 0.6 ポイント減少した。しかし、60 歳以上の高齢者が 64 人と全体の 48.9%を占め、前年よりも 1.7 ポイント増加した。

富山県山岳遭難対策協議会では、山岳遭難を未然に防止するため、防止対策部（富山県生活環境文化部自然保護課）、防止指導部（富山県教育委員会保健体育課）及び救助部（富山県警察本部地域部山岳安全課）がそれぞれ関係機関と密接に連携し、遭難防止広報や登山者に対する現地指導等の遭難防止対策を積極的に推進するとともに、県内各方面遭難対策協議会救助隊員が山岳警備隊、県警察へリ、県消防防災へリ等と連携し、空陸一体となった迅速な救助活動に努めている。

本資料は、平成 30 年の山岳遭難発生状況、救助活動、遭難防止活動等を取りまとめたものであり、今後の山岳遭難防止の一助になれば幸いである。

<山岳遭難発生状況>

	遭難件数	遭難者数	遭難者数			
			死 亡	行方不明	負 傷	無事救出
平成 30 年	123	131(18)	5	2	76	48(18)
平成 29 年	131	144(19)	16(2)	2	70	56(17)
増 減	-8	-13(-1)	-11(-2)	±0	+6	-8(1)

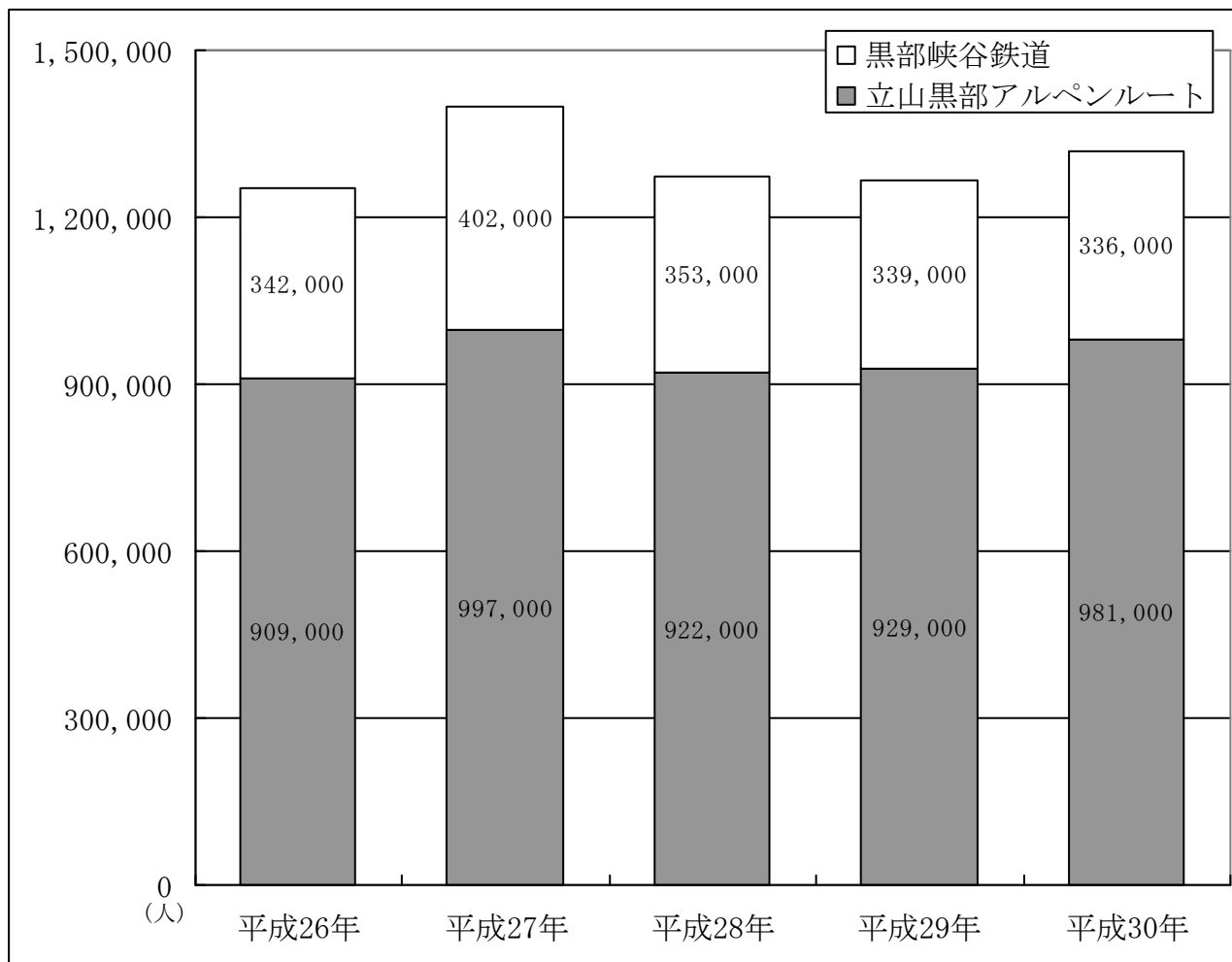
()は病人で内数



立山で訓練中の山岳警備隊員

2 立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込状況

立山黒部アルペンルートの入込人数は約 98 万 1,000 人で前年に比べ約 5 万 2,000 人増加した。例年より梅雨明けが早く好天が続いたことなどが増加の要因とみられる。一方、黒部峡谷鉄道は約 33 万 6,000 人で前年に比べ約 3,000 人減少した。



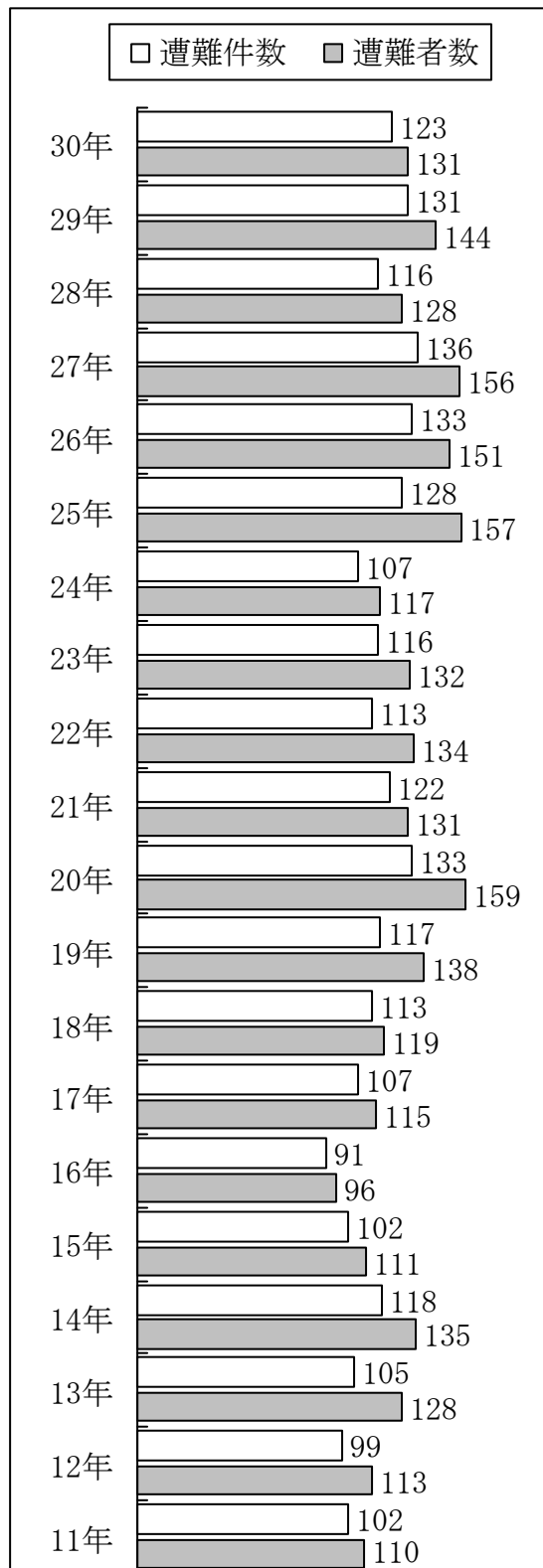
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
立山黒部アルペンルート	909,000	997,000	922,000	929,000	981,000
黒部峡谷鉄道	342,000	402,000	353,000	339,000	336,000
計	1,251,000	1,399,000	1,275,000	1,268,000	1,317,000

※ 立山黒部貫光株式会社及び黒部峡谷鉄道株式会社資料より

3 過去 20 年間の山岳遭難発生状況

遭難件数は 123 件、遭難者数は 131 人で、遭難件数、遭難者数ともに前年より減少したが、依然として高止まり状態となっている。死亡は前年に比べ 11 人減少し、過去 20 年間で最も少ない 5 人であった。

年	遭難件数	遭難者数	死亡	行方不明	負傷	無事救出
30年	123	131	5	2	76	48
29年	131	144	16	2	70	56
28年	116	128	9	2	61	56
27年	136	156	14	1	84	57
26年	133	151	18	0	79	54
25年	128	157	26	0	69	62
24年	107	117	14	2	54	47
23年	116	132	18	2	65	47
22年	113	134	12	0	63	59
21年	122	131	17	2	60	52
20年	133	159	16	2	61	80
19年	117	138	13	1	67	57
18年	113	119	11	2	60	46
17年	107	115	10	0	61	44
16年	91	96	11	2	58	25
15年	102	111	12	0	53	46
14年	118	135	8	0	71	56
13年	105	128	12	2	60	54
12年	99	113	16	0	61	36
11年	102	110	15	0	59	36



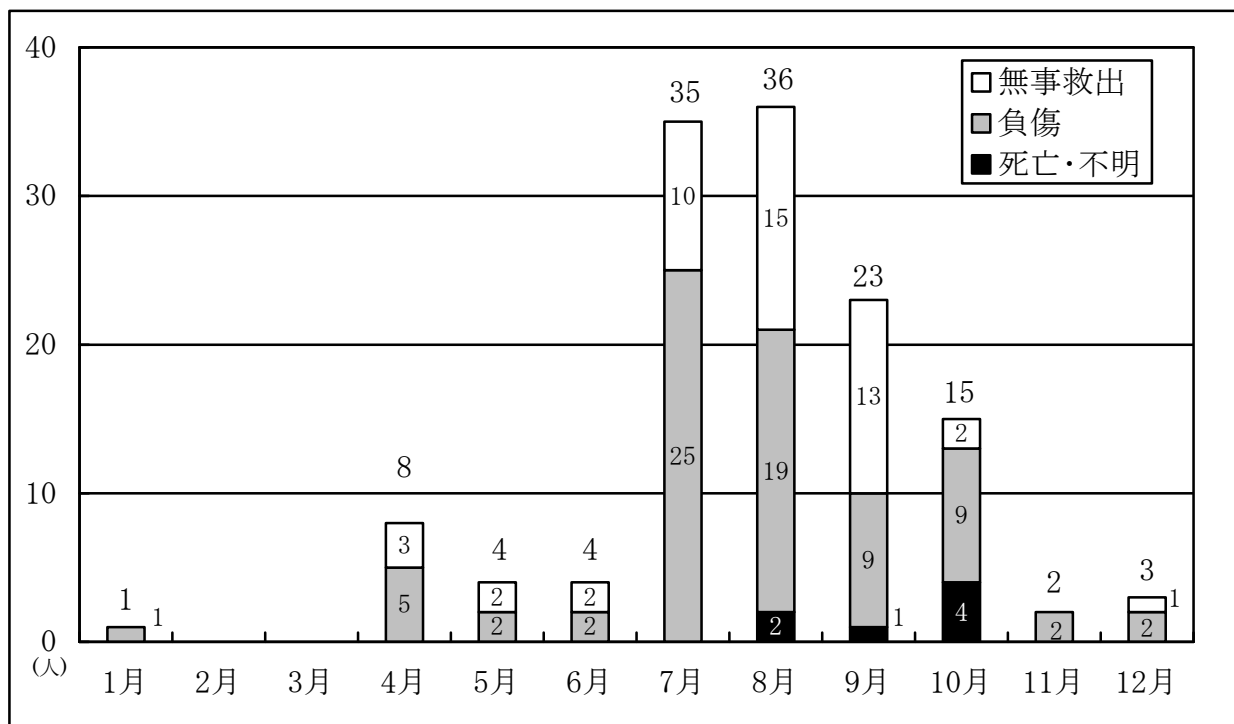
※「無事救出」には、病気が要因で救助された遭難者も含む。

4 平成 30 年の山岳遭難発生状況

(1) 月別発生状況

月別の遭難件数では、8月の36件(29.3%)が最も多く、次いで7月の32件(26.0%)、9月の20件(16.3%)、10月の15件(12.2%)であった。

また、シーズン別では、夏山(7月～8月)が遭難件数68件(55.3%)、遭難者数71人(54.2%)で最も多く、次いで秋山(9月～11月)が遭難件数37件(30.1%)、遭難者数40人(30.5%)であった。

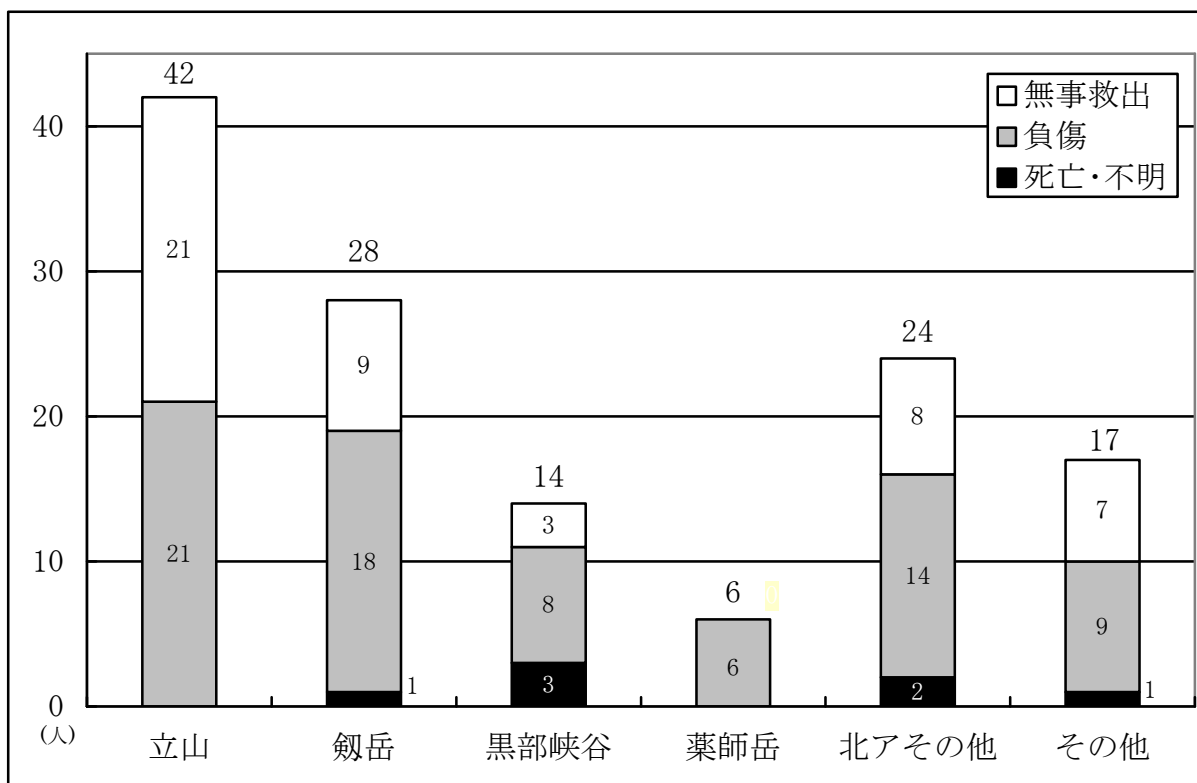


	発生件数	遭難者数				
		死亡	行方不明	負傷	無事救出	
1月	1	1	0	0	1	0
2月	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0
4月	8	8 (1)	0	0	5	3 (1)
5月	4	4	0	0	2	2
6月	3	4	0	0	2	2
7月	32	35 (5)	0	0	25	10 (5)
8月	36	36 (9)	1	1	19	15 (9)
9月	20	23 (3)	1	0	9	13 (3)
10月	15	15	3	1	9	2
11月	2	2	0	0	2	0
12月	2	3	0	0	2	1
合計	123	131 (18)	5	2	76	48 (18)

() は病人で内数

(2) 山域別遭難者数

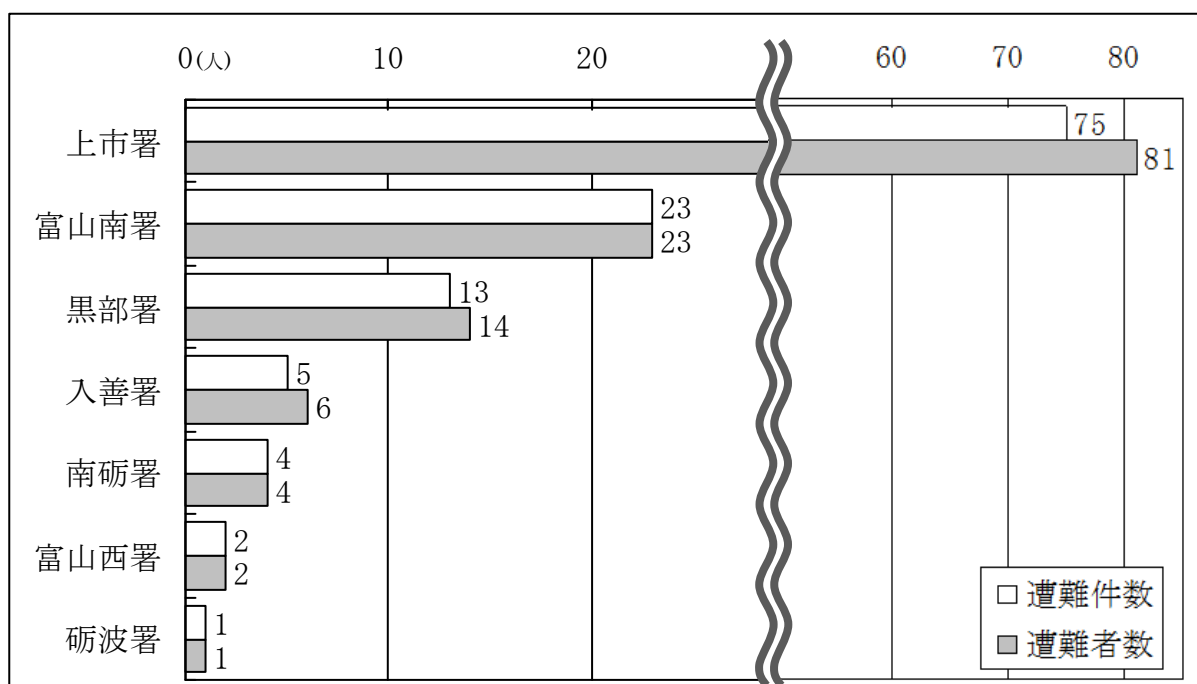
立山・劔岳方面の遭難者数が70人で、全体の半数以上(53.4%)を占めた。



※「北アその他」は、朝日岳、黒部川源流地帯、唐松岳、清水岳等

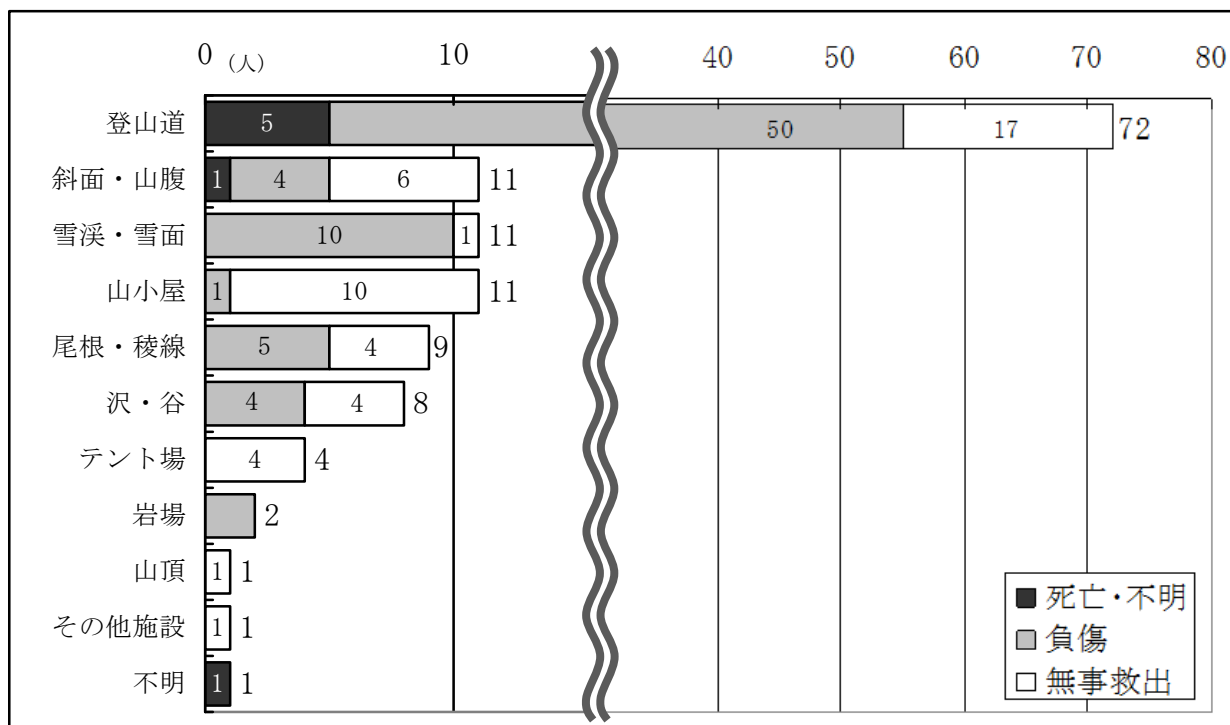
(3) 警察署別発生状況

立山・劔岳を管轄する上市警察署が遭難件数75件(61.0%)、遭難者数81人(61.8%)で最も多く、次いで薬師岳・黒部川源流地帯を管轄する富山南警察署が遭難件数23件(18.7%)、遭難者数23人(17.6%)であった。



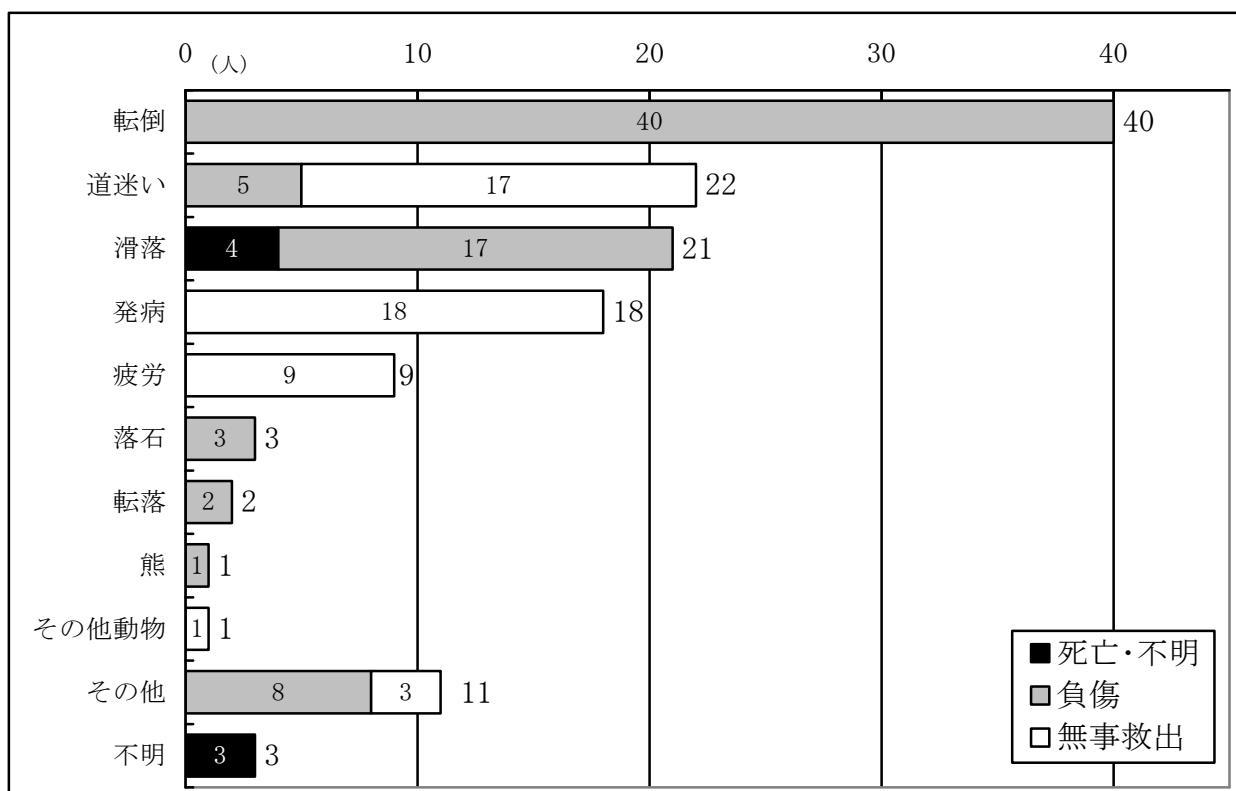
(4) 場所別遭難者数

登山道が72人(55.0%)で最も多く、次いで斜面・山腹、雪渓・雪面及び山小屋が同数11人(8.4%)の順であった。



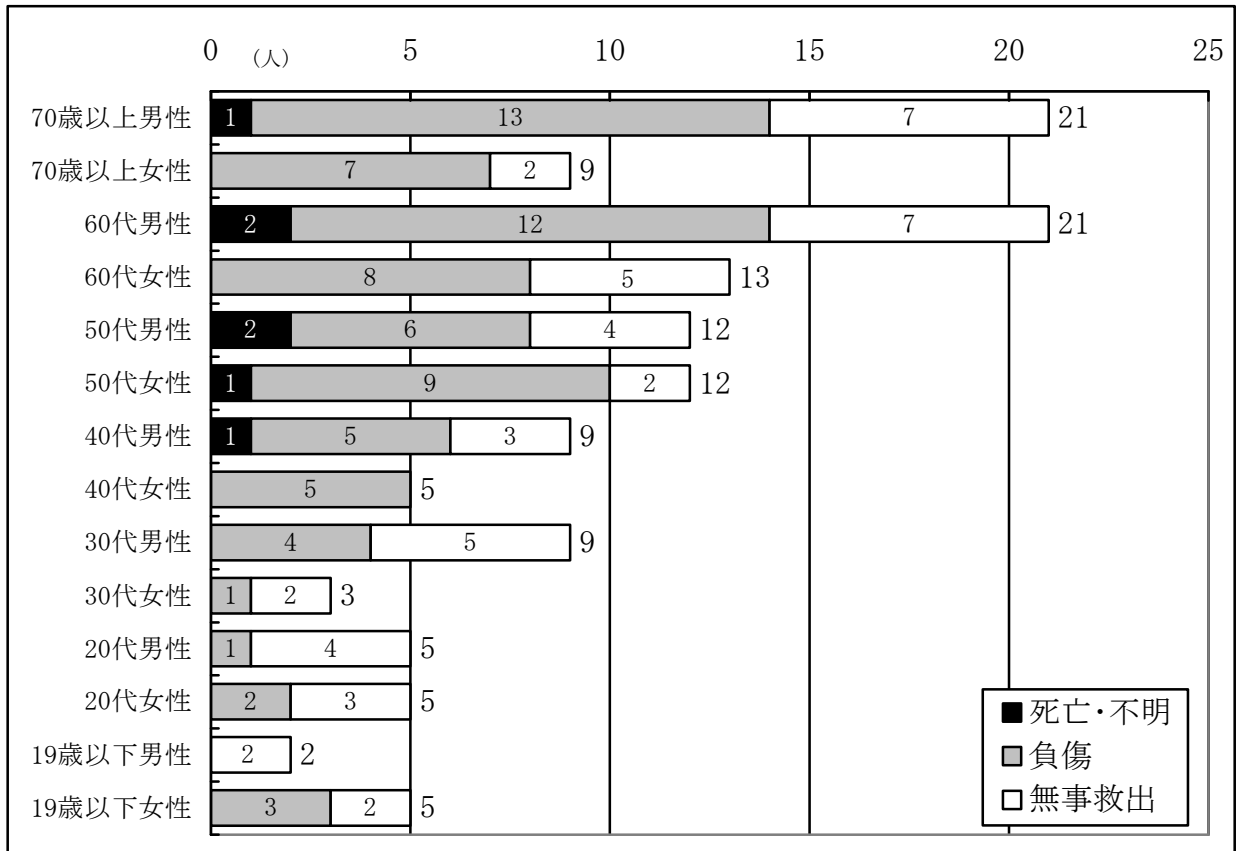
(5) 態様別遭難者数

転倒が40人(30.5%)で最も多く、次いで道迷い22人(16.8%)、滑落21人(16.0%)、発病18人(13.7%)の順であった。



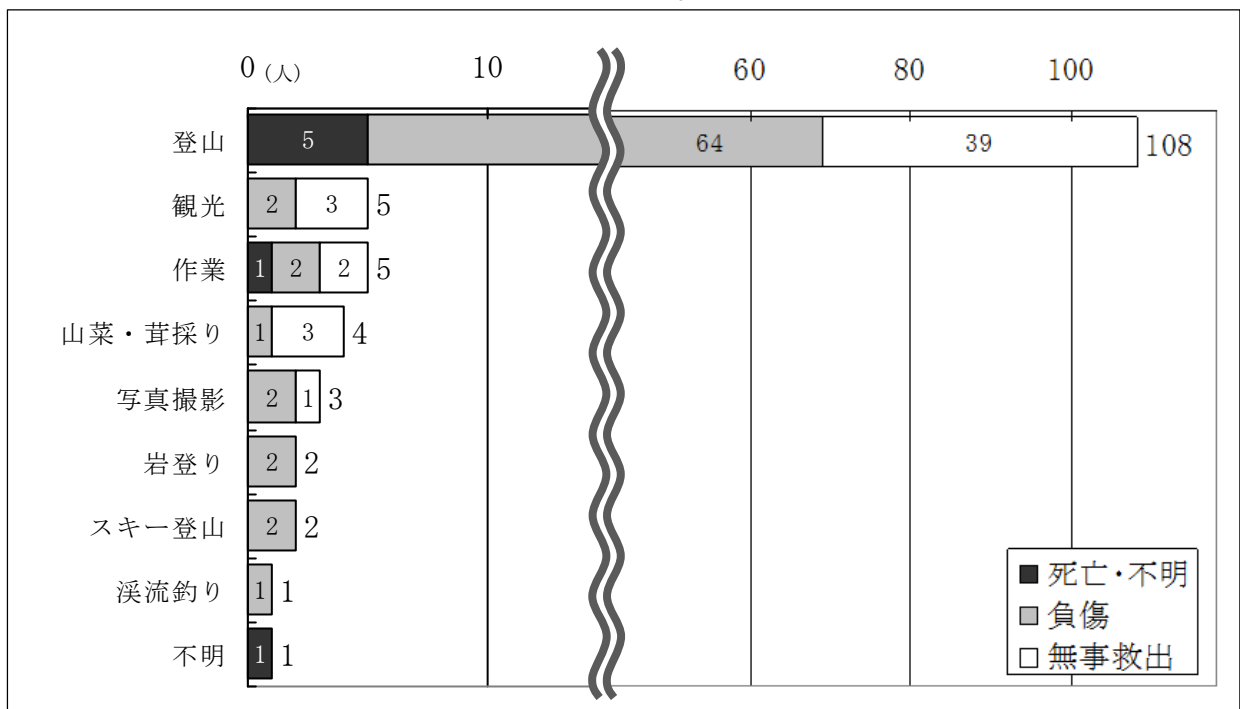
(6) 年齢・性別遭難者数

40歳以上の中高年者が102人と全体の77.9%を占めるとともに、60歳以上が64人と全体の48.9%を占めた。



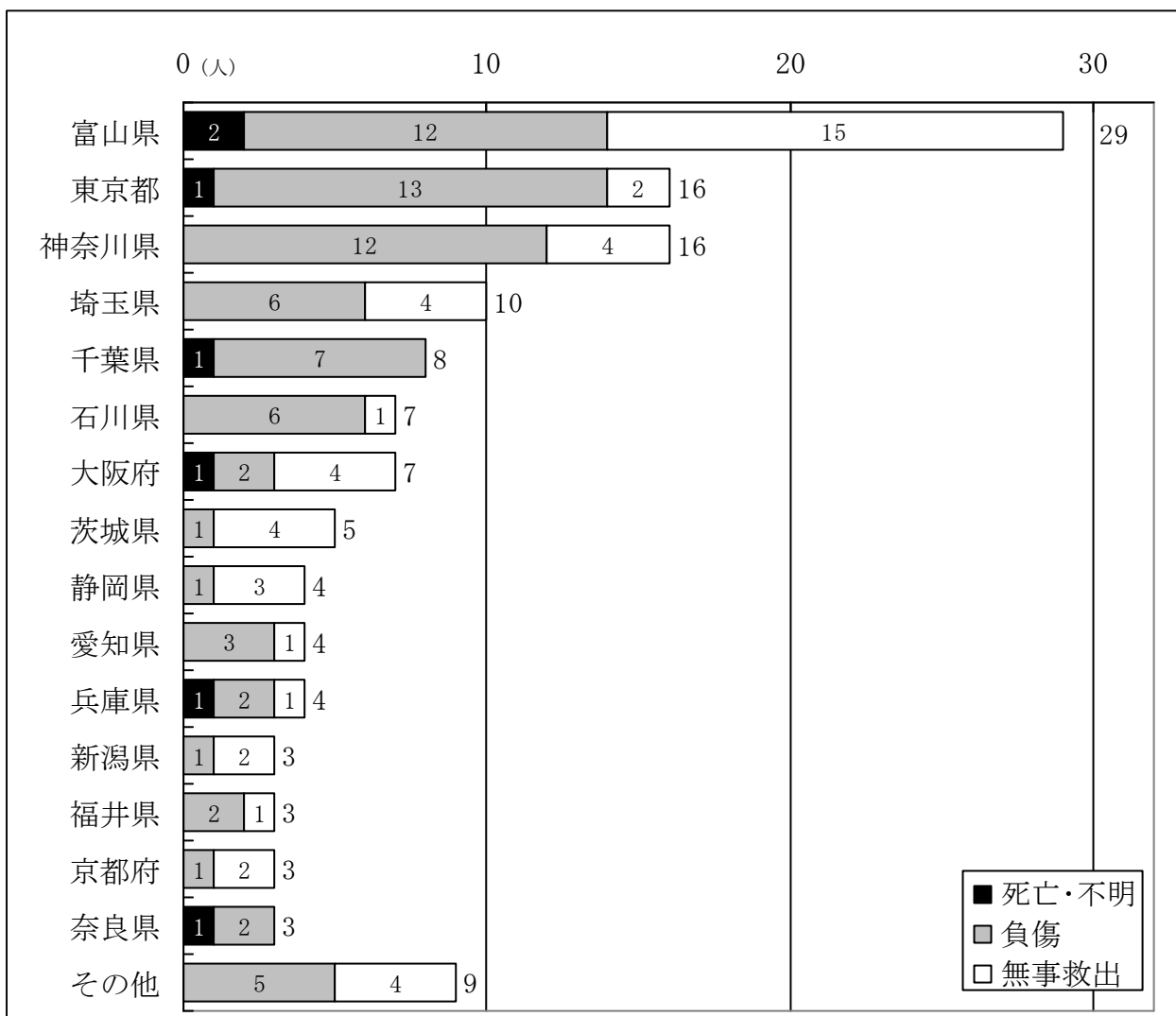
(7) 入山目的別遭難者数

登山目的が108人と全体の82.4%を占めた。



(8) 住居別遭難者数

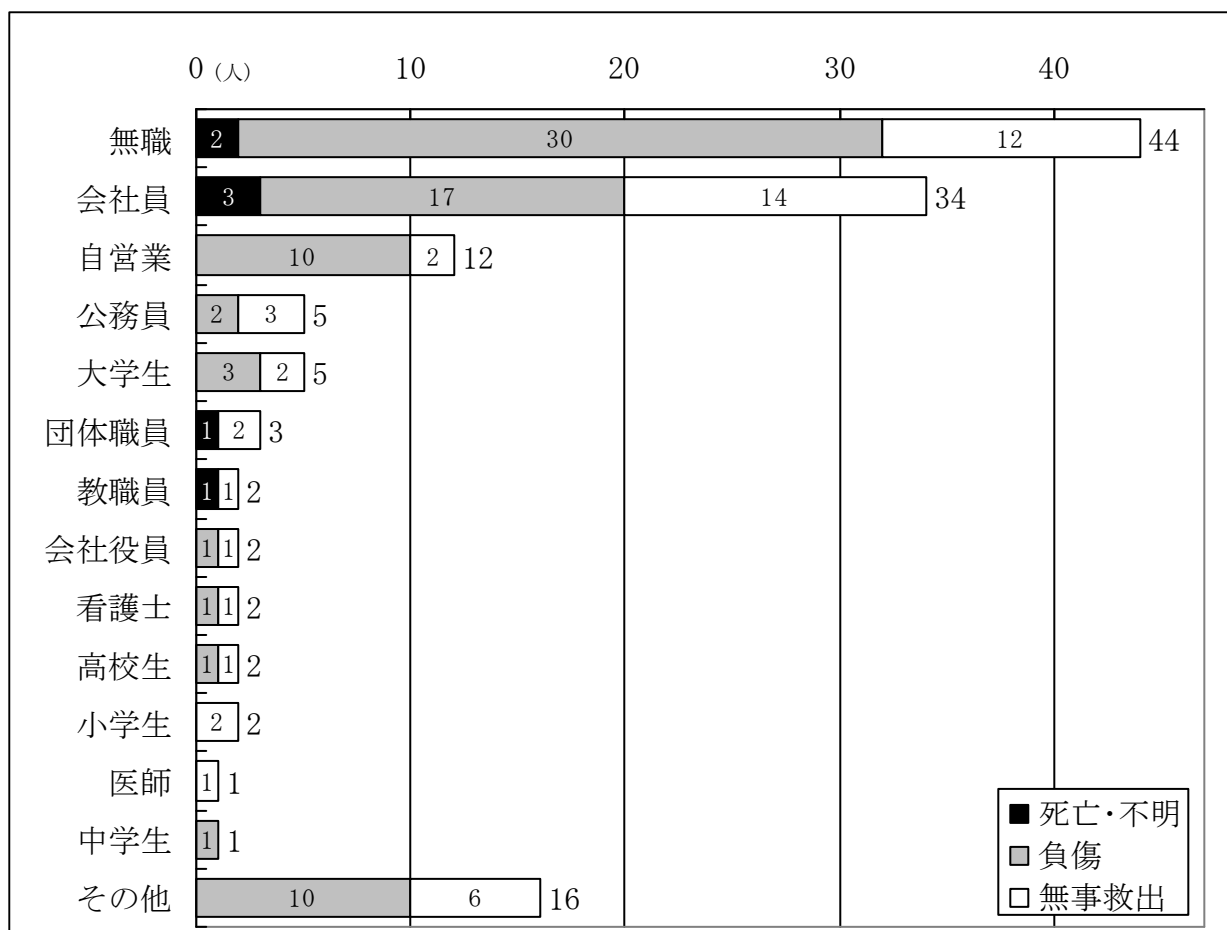
富山県が29人(22.1%)と最も多く、次いで東京都及び神奈川県が同数16人(12.2%)、埼玉県10人(7.6%)の順であった。



県警ヘリ「つるぎ」

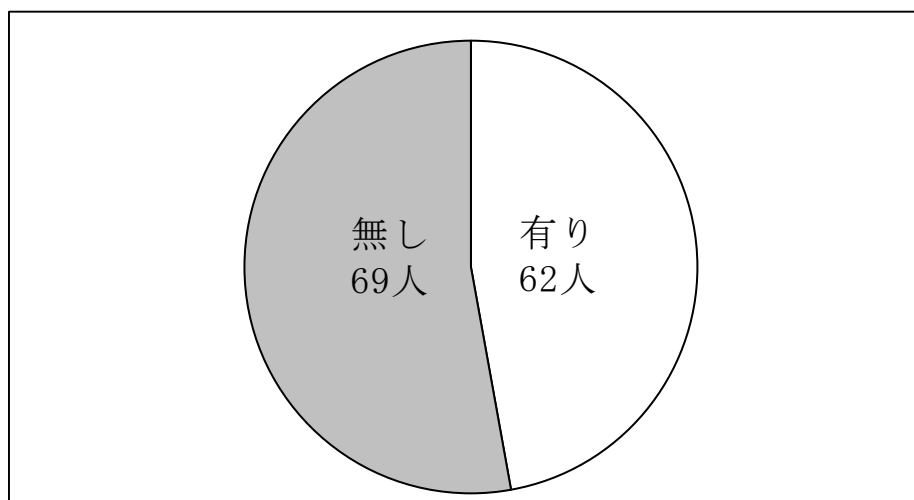
(9) 職業別遭難者数

無職が 44 人 (33.6%) と最も多く、次いで会社員 34 人 (26.0%)、自営業 12 人 (9.2%) の順であった。



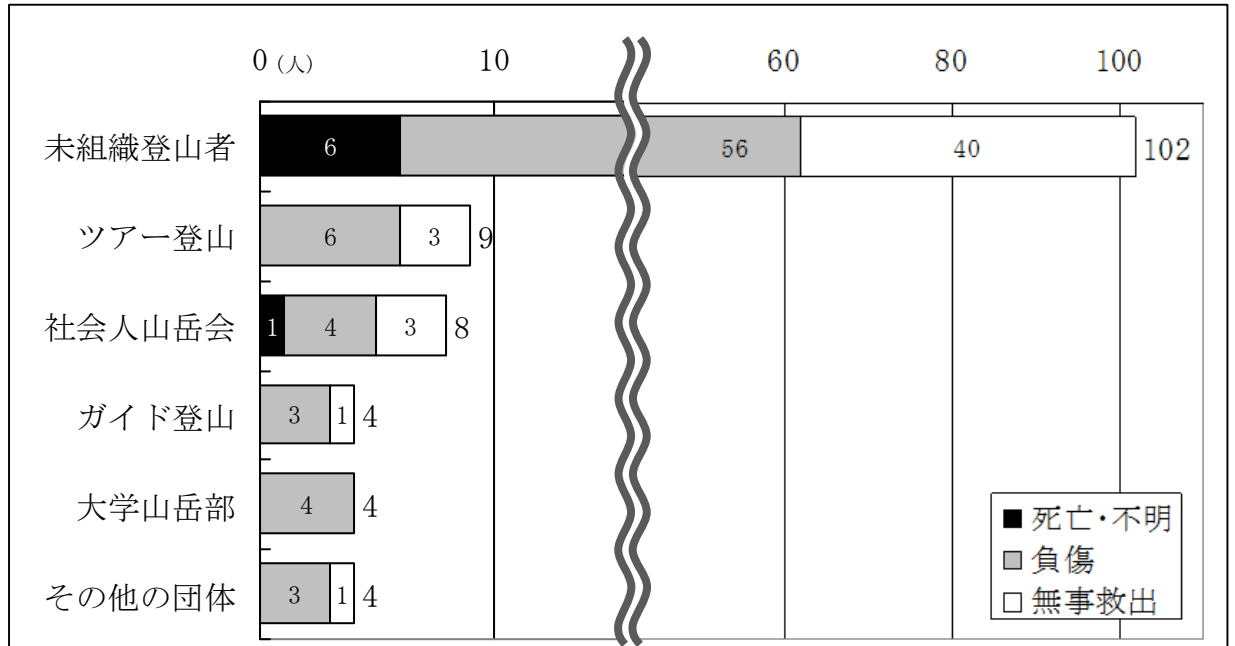
(10) 登山届提出状況

登山届等の未提出者が 69 人で全体の 52.7% を占めた。



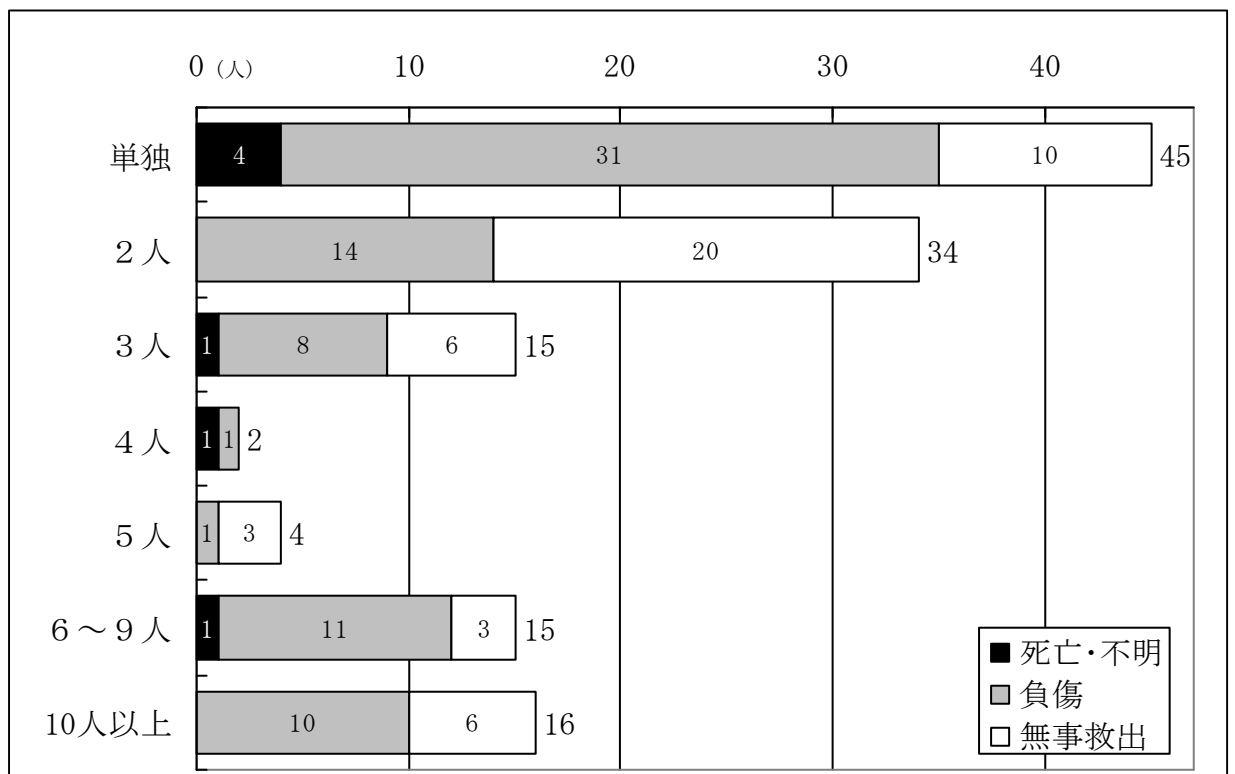
(11) 遭難者の山岳会等所属別状況

山岳会等に所属していない未組織登山者が 102 人で全体の 77.9%を占めた。



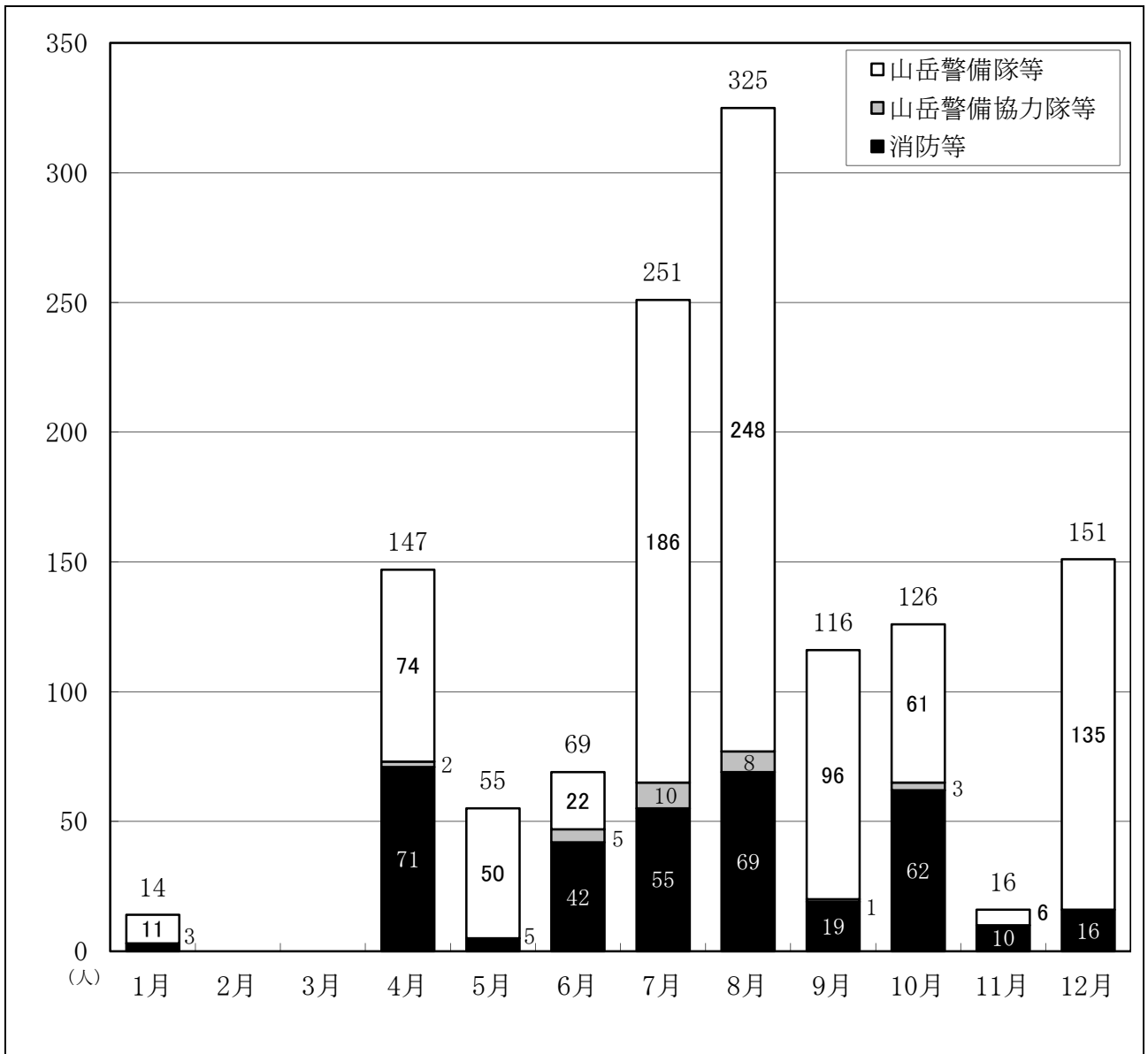
(12) 遭難者のパーティー別状況

単独が 45 人(34.4%)と最も多く、次いで 2人パーティーが 34 人(26.0%)、10人以上パーティーが 16 人(12.2%)の順であった。



5 救助隊の出動状況

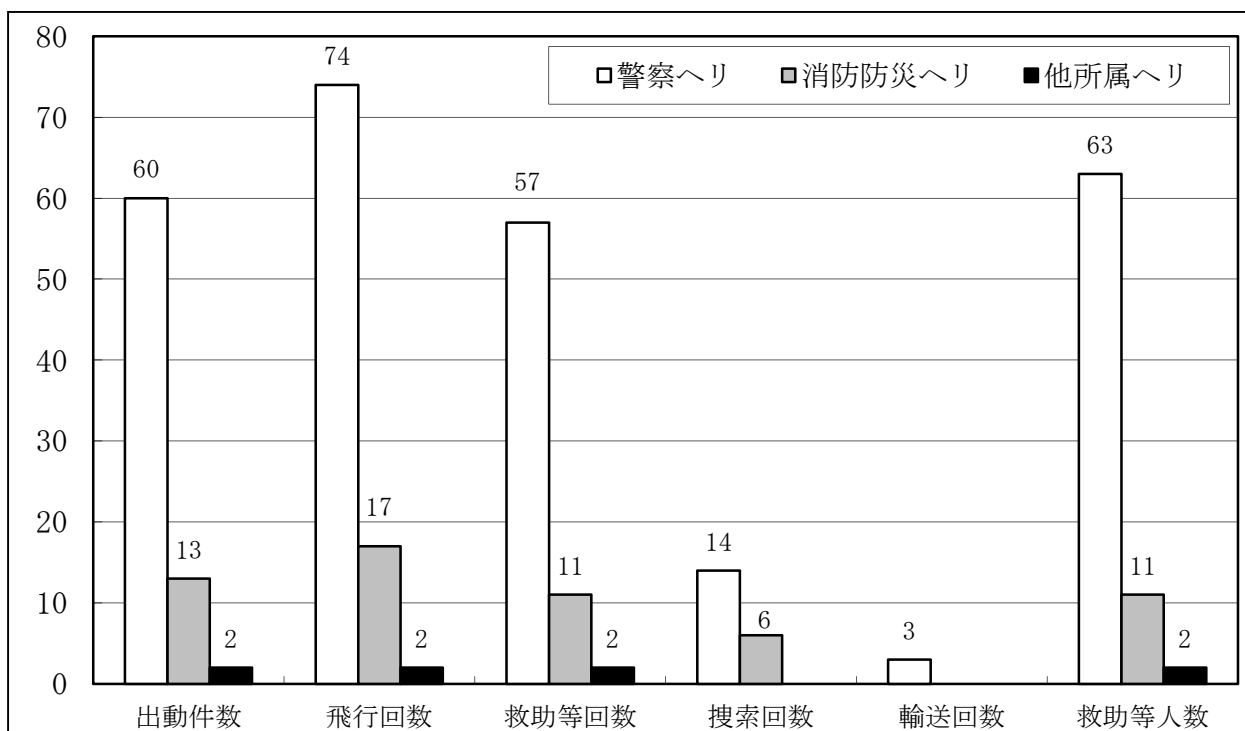
山岳警備隊員を始めとする警察の出動人員は、889人（66.7%）で、前年比28人増加した。消防等の出動人員は、352人（27.7%）で、前年よりも224人減少している。



	出動延べ日数	出動延べ人員	山岳警備隊	山岳警備	消防等
			等警察官	協力隊等	
平成30年	153	1,270	889	29	352
平成29年	168	1,477	861	40	576
増減	-15	-207	+28	-11	-224

6 ヘリコプターの出動状況

123 件中 73 件の遭難に出動し、警察ヘリが 74 回、消防防災ヘリが 17 回、他所属ヘリが 2 回飛行し、救助等人数は 76 人であった。



区 分	出動件数	飛行回数	救助等			救助等人数
			救助等	捜 索	輸 送	
警 察 ヘ リ	60	74	57	14	3	63
消 防 防 災 ヘ リ	13	17	11	6	0	11
他 所 属 ヘ リ	2	2	2	0	0	2
計	73※	93	70	20	3	76

※ 出動件数の合計は 75 件となるが、内重複して出動した同一の事故が 2 件あることから 73 件としている。



消防防災ヘリ「とやま」

7 山岳情報利用状況

富山県山岳遭難対策協議会のホームページ「立山室堂山岳スキー情報」で、4、5、11月に毎日の気象情報及び雪崩情報を提供し、計291,997回の利用があった。

また、富山県警察のホームページで、山岳情報（春山2回、夏山3回、秋山7回、冬山4回、その他1回）を提供し、計72,893回の利用があった。

8 山岳診療所開設状況

山岳地帯における救護活動を行うため、次の診療所が開設された。

名 称	所 在 地	診 療 主 体	開 設 期 間
立山診療所	室堂立山センター内	金沢大学医学部 (十全山岳会) 富山県立中央病院 (夏期のみ)	5月 1日～5月 6日 7月 17日～8月 31日
雷鳥沢診療所	雷鳥沢野営管理所内	金沢大学医学部 (十全山岳会)	7月 21日～8月 26日
劔沢診療所	劔沢野営管理所内	金沢大学医学部 (十全山岳会)	7月 22日～8月 25日
太郎平診療所	太郎平小屋内	日本医科大学	7月 20日～8月 20日
三俣診療所	三俣山荘内	岡山大学医学部 香川大学医学部	7月 24日～8月 31日



室堂ターミナルで開設中の「入山安全相談窓口」

9 富山県登山届出条例に基づく登山届について

昭和 38 年 1 月、薬師岳において大学山岳部パーティー 13 人全員が遭難死したことなどが契機となり、昭和 41 年に「富山県登山届出条例」が制定された。その後、昭和 44 年に届出内容追加・特別危険地区設定等条例の一部改正、昭和 62 年に条例に基づく勧告基準の一部改正、さらに、平成 16 年に登山届出様式を改正し、現在に至っている。

この条例の目的は、冬季の劔岳及び周辺山域という、非常に厳しい環境下で登山を行うとする登山者に登山届の提出を課することで、慎重な計画立案や行動を促すとともに、届出内容の不備に対して適切な勧告等を行い、もって山岳遭難を未然に防止するというものである。今日では、積雪期の劔岳を目指す登山者に定着し、遭難防止に大きな役割を果たしている。

条例施行から半世紀が経過し、登山を取り巻く社会情勢も施行当時から大きく変化している。今後とも、本条例に基づく登山届が、登山者自身の遭難防止に関する自覚を促し、安全登山意識の向上に資することを期待する。

参考

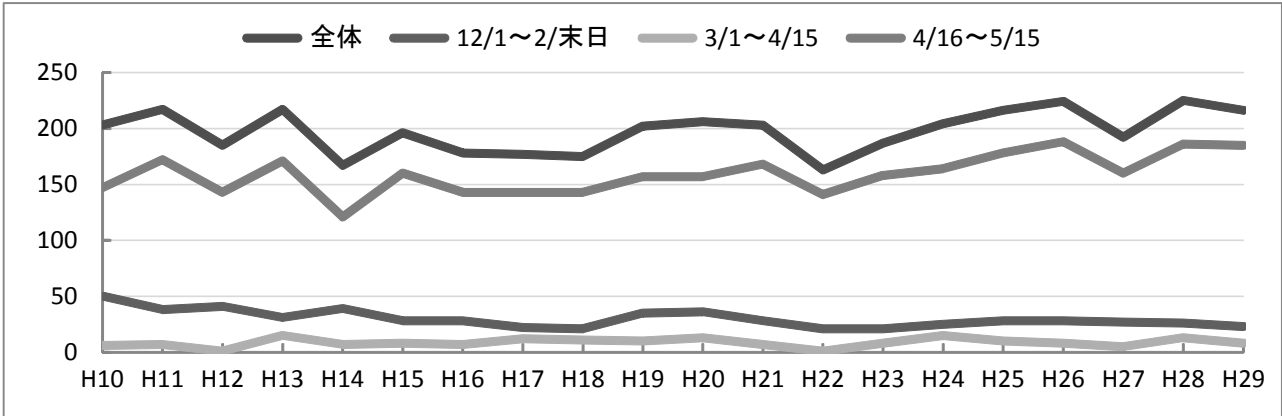
「富山県登山届出条例」の概要

- 1 施行年月日 昭和 41 年 3 月 26 日
- 2 適用期間 毎年 12 月 1 日から翌年 5 月 15 日まで
- 3 適用区域 劔岳周辺の山岳地帯（危険地区）
- 4 目的・趣旨
 - (1) 山岳遭難の防止
 - (2) 遭難時の対策

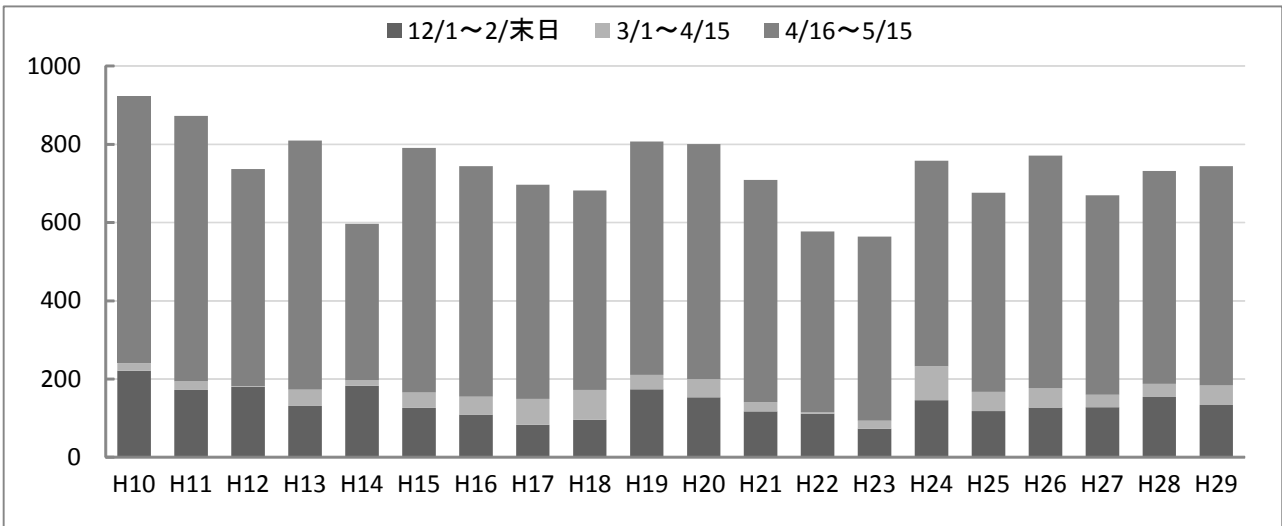
(1) 過去 20 年間の登山届提出状況 (年度: 毎年 12 月 1 日～翌年 5 月 15 日)

平成 29 年度は、件数 (パーティー数) は前年を下回り、人数は前年を上回った。近年は 200 件 700 人前後で推移しており大きな変動はない。

◎ 件数 (パーティー数)



◎ 人数



年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
冬 山	件数	50	38	41	31	39	28	28	22	21	35	36	28	21	21	25	28	28	27	26	23
	人数	221	172	180	131	183	126	109	83	96	174	153	117	112	73	146	118	127	128	154	134
春 山 前 半	件数	6	7	1	15	7	8	7	12	11	10	13	7	1	8	15	10	8	5	13	8
	人数	20	22	2	42	14	40	46	66	76	37	47	24	3	21	87	49	50	32	34	50
春 山 後 半	件数	147	172	143	171	121	160	143	143	157	157	168	141	158	164	178	188	160	186	185	
	人数	681	679	555	637	400	625	589	548	510	596	601	568	462	470	525	509	594	510	544	560
合 計	件数	203	217	185	217	167	196	178	177	175	202	206	203	163	187	204	216	224	192	225	216
	人数	922	873	737	810	597	791	744	697	682	807	801	709	577	564	758	676	771	670	732	744

※ ～平成 20 年 : 冬山(12/1~2/15)、春山前半(3/1~4/15)、春山後半 (4/16~5/15)

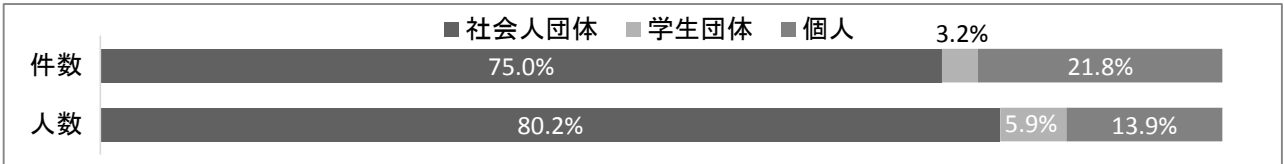
※ 平成 21 年～ : 冬山(12/1~2/末日)、春山前半(3/1~4/15)、春山後半 (4/16~5/15)

(2) 平成 29 年度（平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 5 月 15 日）の登山届提出状況

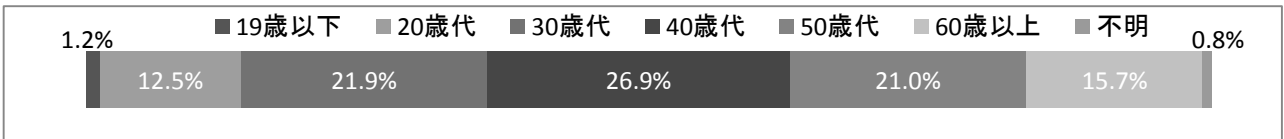
① 団体・年齢・性別登山届提出状況

件数・人数共に、社会人団体所属が最多であり、40 歳～50 歳代のいわゆる中高年層の占める割合が大きい。男女比では、男性が 77.2%を占めている。

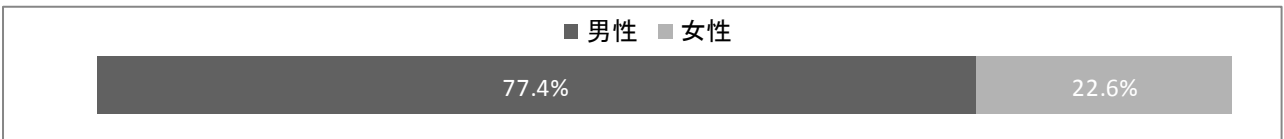
◎ 団体別件数（パーティー数）及び人数の比率



◎ 年齢別人数の比率



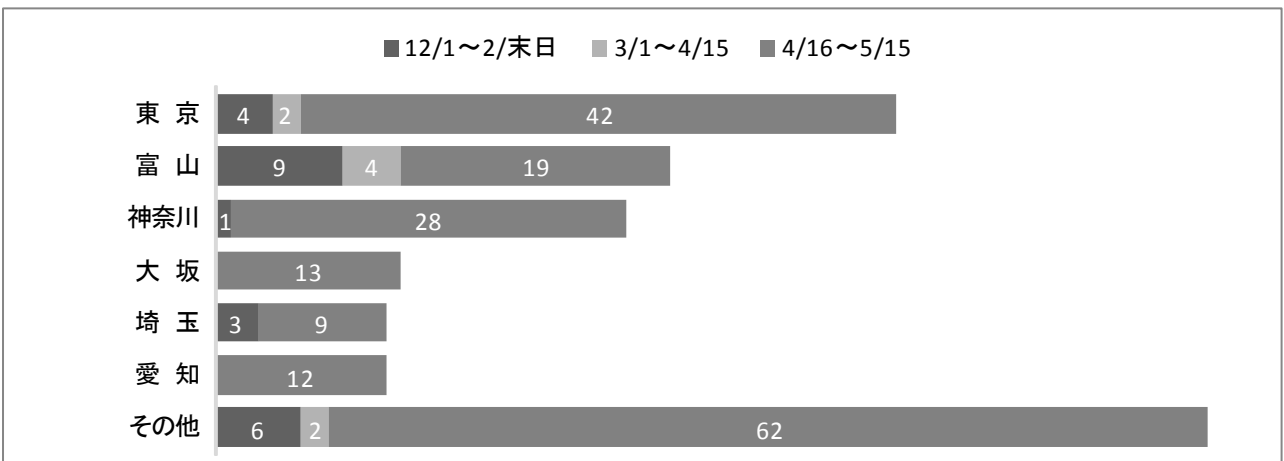
◎ 性别人数の比率



② 住居別登山届提出状況

都道府県別件数は、東京都が最多で、以下、富山、神奈川、大阪、埼玉、愛知と続く。地域別比率では、関東が 50%を占めている。

◎ 都道府県別件数



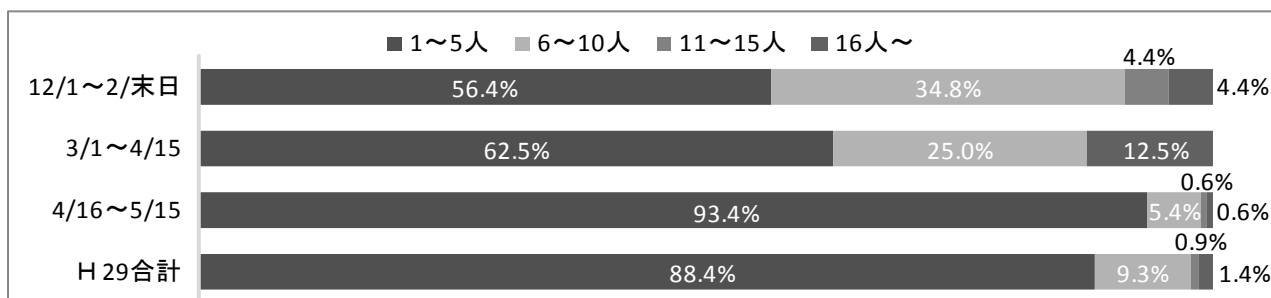
◎ 地域別比率



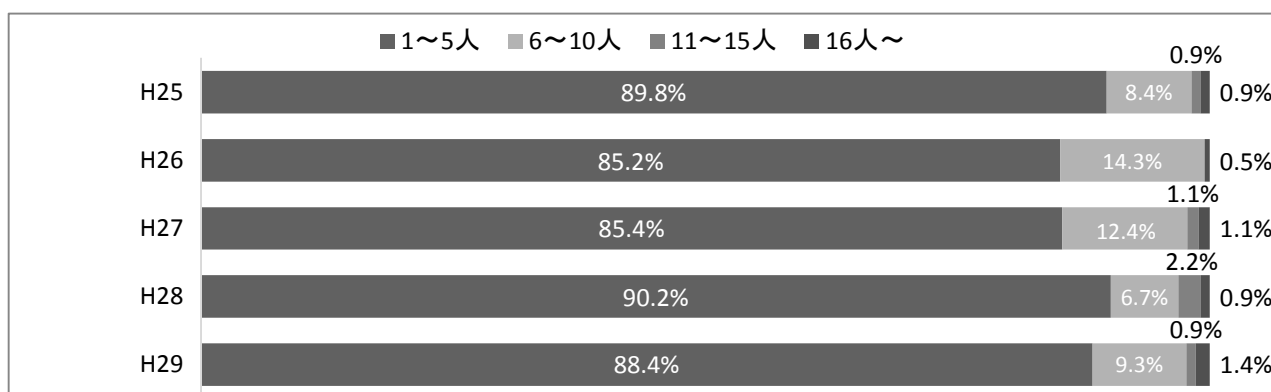
③ 規模別登山届提出状況

全体の88.4%が5人以下のパーティーであり、1パーティー当たりの平均人数は約3.4人である。平成2年度の平均人数4.9人と比較して、少人数化が進んでいる。

◎ 件数（パーティー数）の比率



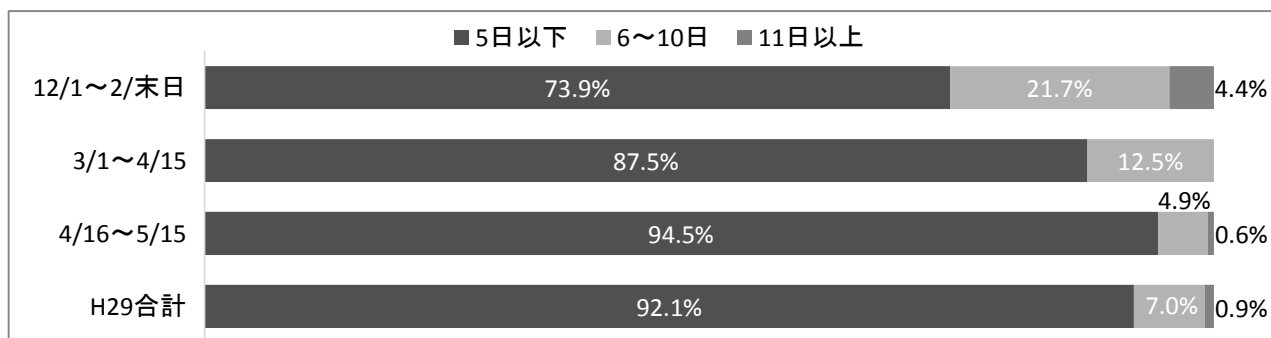
◎ 過去5年間の比率



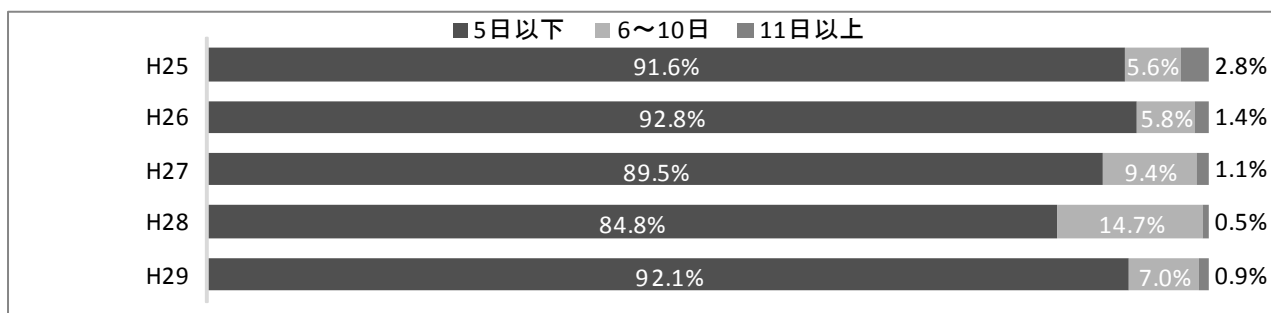
④ 入山日数別登山届提出状況

全体の92.1%が5日以内の登山である。（予備日を除く）

◎ 件数（パーティー数）の比率



◎ 過去5年間の比率

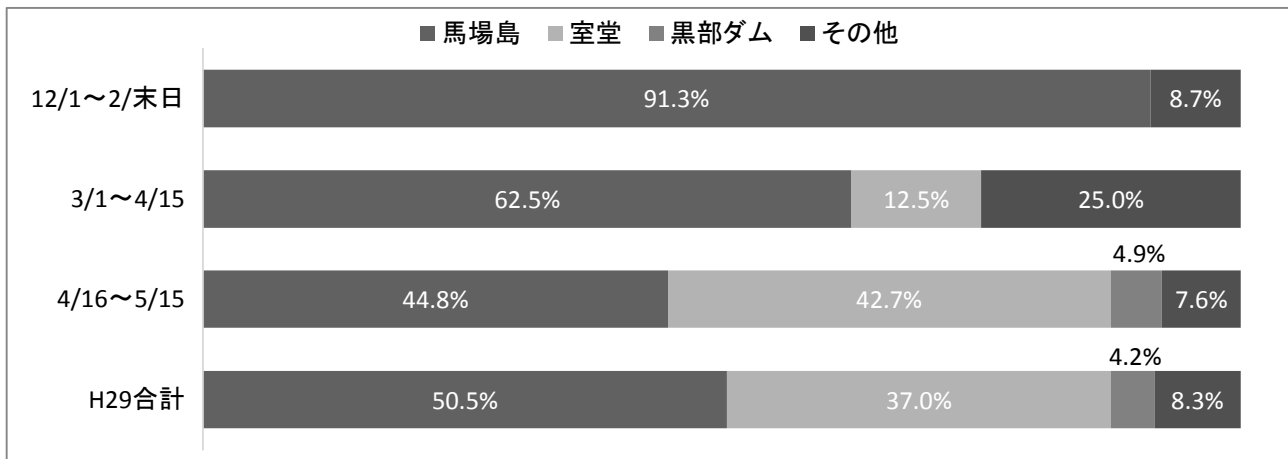


⑤ 登山コース別登山届提出状況

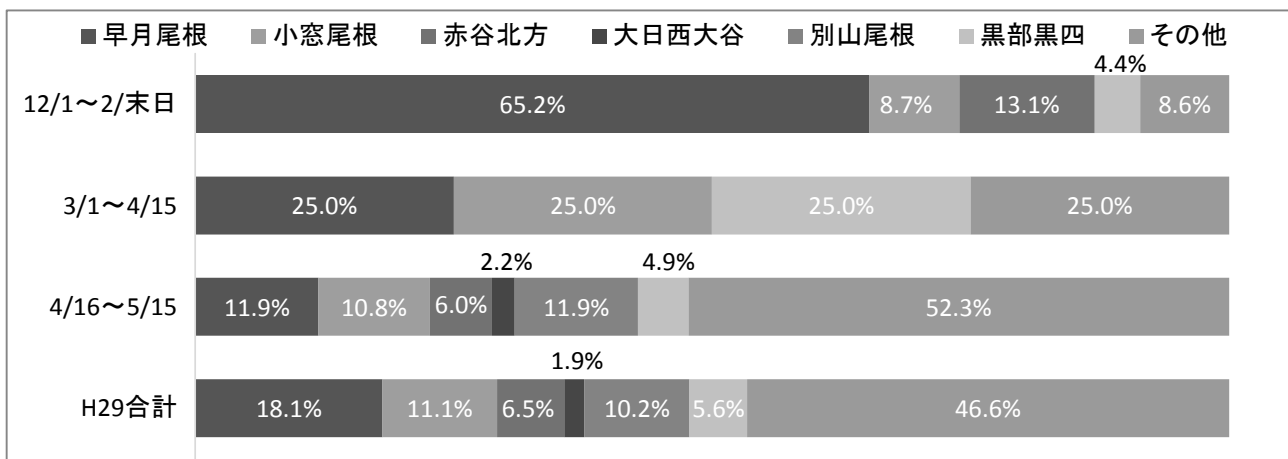
室堂及び馬場島が、主たる入下山口になっている。特に12月から2月までの間の登山届の大部分が、馬場島からの早月尾根往復である。

登山コース「その他」には、八ツ峰や源次郎尾根、長次郎谷、黒部横断等のいわゆるバリエーションルートや、アルペンルート開通後の山岳スキー等が含まれ、その合計は全体の46.6%を占める。

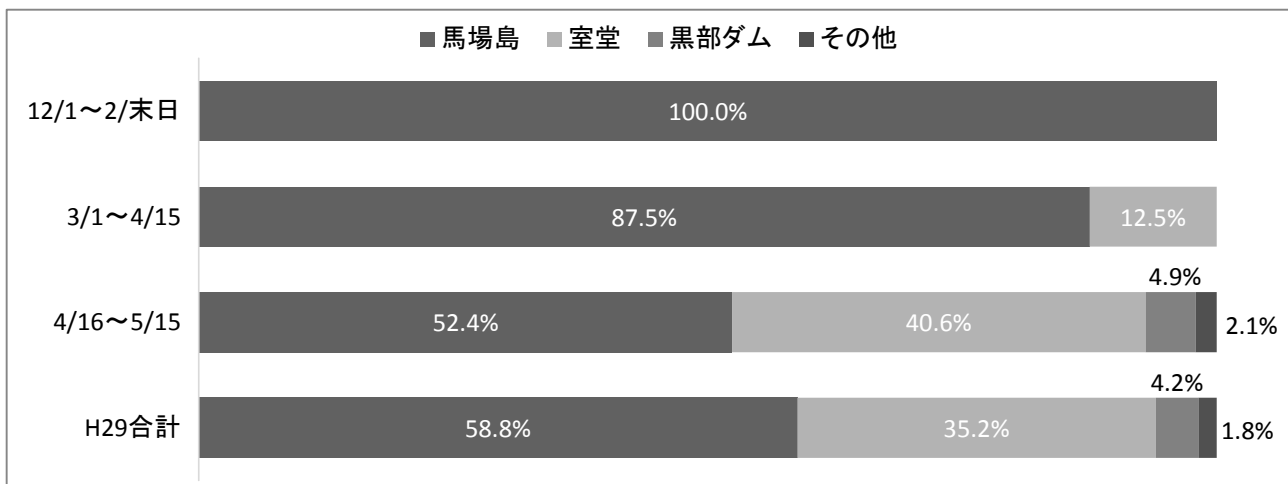
◎ 入山口別件数（パーティー数）の比率



◎ 主な登山コース別件数（パーティー数）の比率



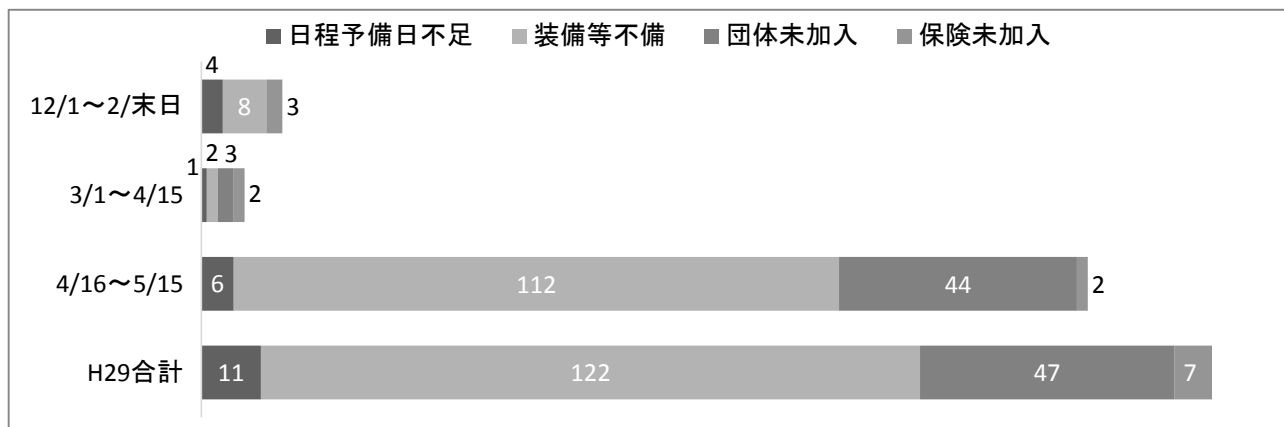
◎ 下山口別件数（パーティー数）の比率



⑥ 勧告状況

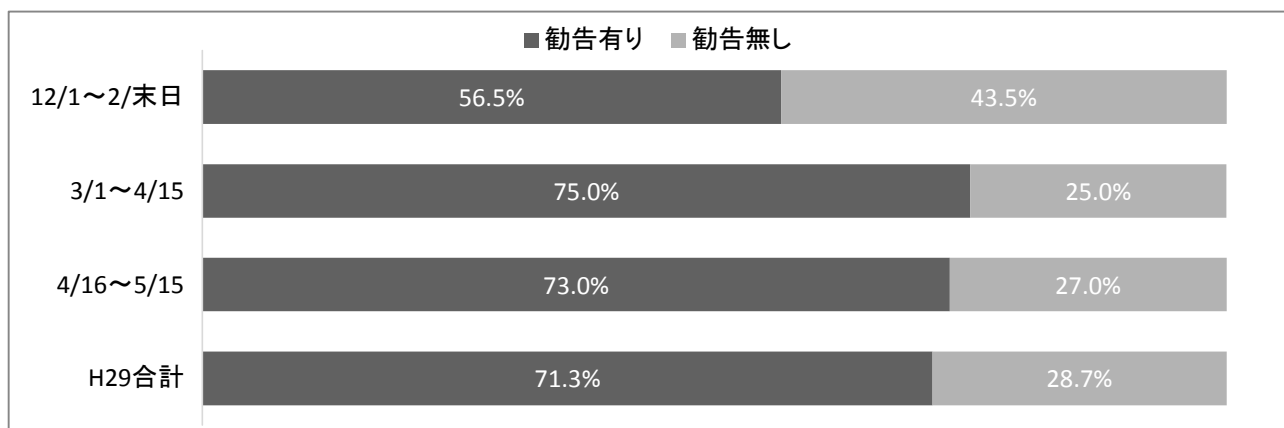
勧告件数は前年比で大幅に増加した。これは登山届の内容を精査し、細かい装備不足に至るまで勧告を行った結果である。勧告内容は、装備等不足が最多であり、特に、雪崩ビーコン、ショベル及びプローブといった雪崩対策装備の不足が多く認められた。期間中の勧告を受けたパーティー数の比率は、71.3%であった。

◎ 勧告件数

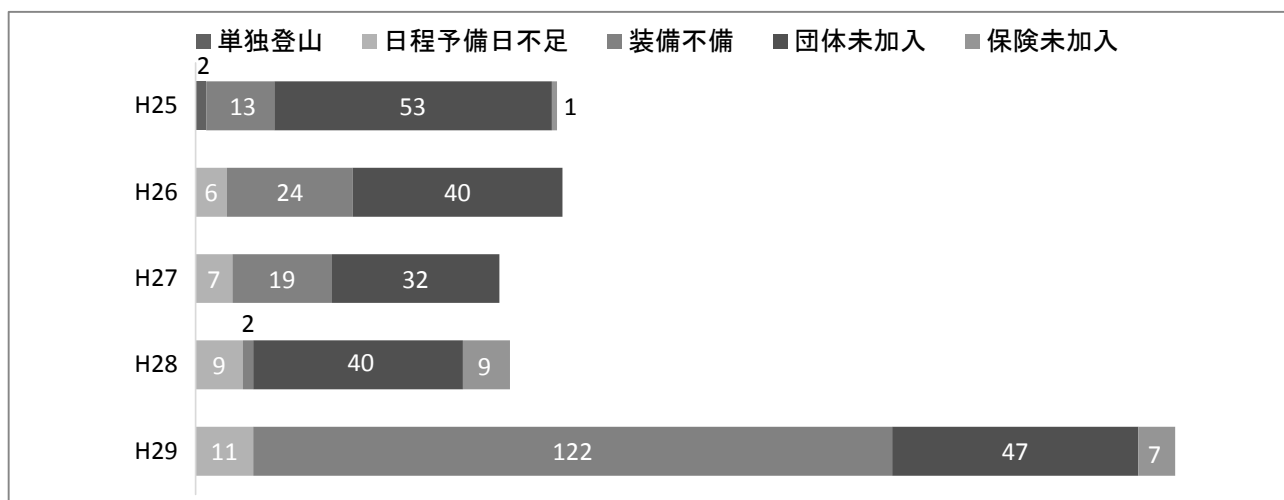


※ パーティーに対して複数の勧告を行う場合がある。

◎ 勧告を受けたパーティー数の比率



◎ 過去5年間の勧告件数



(3) 富山県登山届出条例等

① 富山県登山届出条例

昭和41年3月26日

富山県条例第22号

改正 昭和44年2月17日条例第1号 昭和44年10月6日条例第40号

平成4年3月27日条例第1号 平成15年12月18日条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、富山県の区域内にある山岳のうち、特に危険な地区及び期間に登山しようとする者に対し、登山届を提出させることにより、山岳遭難の防止及び遭難時の対策に資することを目的とする。

(昭44条例40・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例において「危険地区」とは、別表第1に掲げる地区をいう。

2 この条例において「特別危険地区」とは、危険地区のうち別表第2に掲げる地区をいう。

3 この条例において「登山」とは、12月1日から翌年5月15日までの間に危険地区に立ち入ることをいう。

4 この条例において「登山者」とは、登山する者をいう。

(昭44条例40・追加)

(登山者の心構え)

第2条 登山者は、適正な登山計画を作成し、その計画に基づいて装備、食糧等を整え、登山しなければならない。

(特別危険地区に対する登山者の心構え)

第3条 登山者は、12月1日から翌年4月15日までの間は、特別危険地区に立ち入らないように努めなければならない。

(昭44条例40・全改)

(登山届の提出)

第4条 登山者は、次の各号に掲げる事項を記載した登山届を知事に提出しなければならない。この場合において、登山者が集団で登山するときは、代表者が提出することができる。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 登山歴(山岳団体に所属している登山者にあつては、登山歴についての当該山岳団体の代表者の確認のあるもの)

(3) 行程及び日程

(4) 日程中の行動の概要

(5) 装備及び食糧

(6) 緊急時における連絡先

(7) 緊急時の救助体制

(8) 山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入又は未加入の別

2 前項の届出は、登山する日の20日前までにしなければならない。

3 登山者は、登山前に第1項の登山届の記載事項を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 遭難救助に従事する者その他知事が特に認める者については、第2項の規定は、適用しない。

(昭44条例40・一部改正)

(登山届済書の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された登山届を受理したときは、登山届済書(以下「届済書」という。)を登山者に交付するものとする。

2 知事は、登山届の内容が不相当と認めたときは、届済書を交付する前に、登山者に必要な勧告をすることができる。

(届済書の提示)

第6条 登山者は、常に届済書を携行し、知事の指定する登山指導員(以下「指導員」という。)からその提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 指導員は、登山者の装備等が届済書の記載事項と相違すると認めたときは、必要な勧告をすることができる。

3 指導員は、前2項の規定により、届済書の提示を求め、又は必要な勧告をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(審議会の設置)

第7条 第5条第2項に規定する知事の勧告の基準その他必要な事項を調査審議するため、富山県山岳遭難防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭44条例40・一部改正)

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査研究するため、必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

3 委員及び臨時の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(昭44条例1・一部改正)

(会長)

第9条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員は、特別の調査研究が終了したときは、解任するものとする。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 登山届を提出しないで登山をした者

(2) 虚偽の登山届を提出して登山をした者

(3) 第6条の届済書の提示を拒んだ登山者

(昭44条例40・平4条例1・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭44条例40・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

別表第1

(昭44条例40・追加)

劔岳及び早月尾根を中心とした区域で、馬場島からブナクラ乗越に至る白萩川及びブナクラ谷、ブナクラ乗越から赤谷山、白萩山、赤ハゲ、白ハゲ及び池平山を経て仙人山に至るりよう線、北股、劔沢、武蔵谷、武蔵のコルから劔御前、別山乗越、室堂乗越、西大谷山、クズバ山を経て中山に至るりよう線並びに中山と馬場島を結ぶ線に囲まれた区域

別表第2

(昭44条例40・追加)

1 東大谷を中心とした区域で、東大谷出合、左尾根、早月尾根2,600、早月尾根、別山尾根及び右尾根に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域を除く。)

2 池の谷を中心とした区域で、池の谷出合、小窓尾根、三の窓、池の谷乗越、劔岳、早月尾根及び早月尾根1,920に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域及び劔尾根両側50メートル以内の区域を除く。)

② 富山県登山届出条例施行規則

昭和44年11月1日

富山県規則第55号

改正 平成4年4月30日規則第34号 平成11年3月26日規則第4号

平成13年1月5日規則第2号 平成16年11月8日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県登山届出条例(昭和41年富山県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登山届の様式)

第2条 条例第4条第1号に規定する登山届は、登山届(様式第1号)によるものとする。

(勧告の基準)

第3条 条例第5条第2項の規定により行なう知事の勧告は、次に掲げる事項を検討して行うものとする。

(1) 技術経験に関する基準

12月1日から翌年5月15日まで(以下「積雪期」という。)の登山者の危険地区における登山経験、積雪期における危険地区と同程度の危険性があると認められる山岳における登山経験その他の登山経験の有無による登山技術上の危険性の有無及びパーティーの構成の適否

(2) 行程及び日程に関する基準

行程における登山コース、日程の余裕等の判断による登山計画の適否

(3) 装備等に関する基準

パーティーの構成、行程、登山の方法等に対する装備及び食料の適否

(4) 緊急時の対策に関する基準

緊急時に必要とするトランシーバー等の携行の有無及び山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入の有無による緊急時の対策の適否

(登山指導員の証票)

第4条 条例第6条第3項に規定する指導員の身分を示す証票は、「登山指導員の証票(様式第2号)」によるものとする。

(登山届を登山する20日前までにしなくてもよい者)

第5条 条例第4条第4項に規定するその他知事が特に認める者とは、森林管理署の職員、電力会社の職員その他これに類する者で、業務に従事するため危険地区に立ち入る者とする。

③ 勧告の基準

昭和41年9月16日

改正 昭和42年2月25日 昭和44年8月1日 昭和62年12月9日

条例第5条第2項の規定により、知事が行う勧告の基準は次のとおりとする。

(1) 12月1日から4月15日まで

ア 単独登山に対しては、中止を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、原則としての2分の1以上の積雪期登山の経験者で構成され、且つリーダーは積雪期登山経験の豊富な者を求める。

ウ 特別危険地区に登山することを計画した届出は、中止又はコースの変更を求める。

エ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

なお、予備日は、12月1日から2月末日までは少なくとも7日以上、3月1日から4月15日までは少なくとも5日以上を求める。

オ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断し、装備及び食糧が積雪期登山に対しあきらかに不備とみとめられる場合は、再検討及び必要なものための携行を求める。

カ パーティー間及び基地との連絡のため、とくにトランシーバーの携行を求める。

〔昭和44年8月1日・一部改正及び追加〕
〔昭和62年12月9日・一部改正〕

(2) 4月16日から5月15日まで

ア 積雪期登山の経験、コース及び日程等から判断して、明らかに危険とみなされる単独登山者については、中止又は計画の変更を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、できるだけ多くの積雪期登山の経験者を求める。

ウ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

昭和42年2月25日・追加

昭和44年8月1日・追加

昭和62年12月9日・一部改正

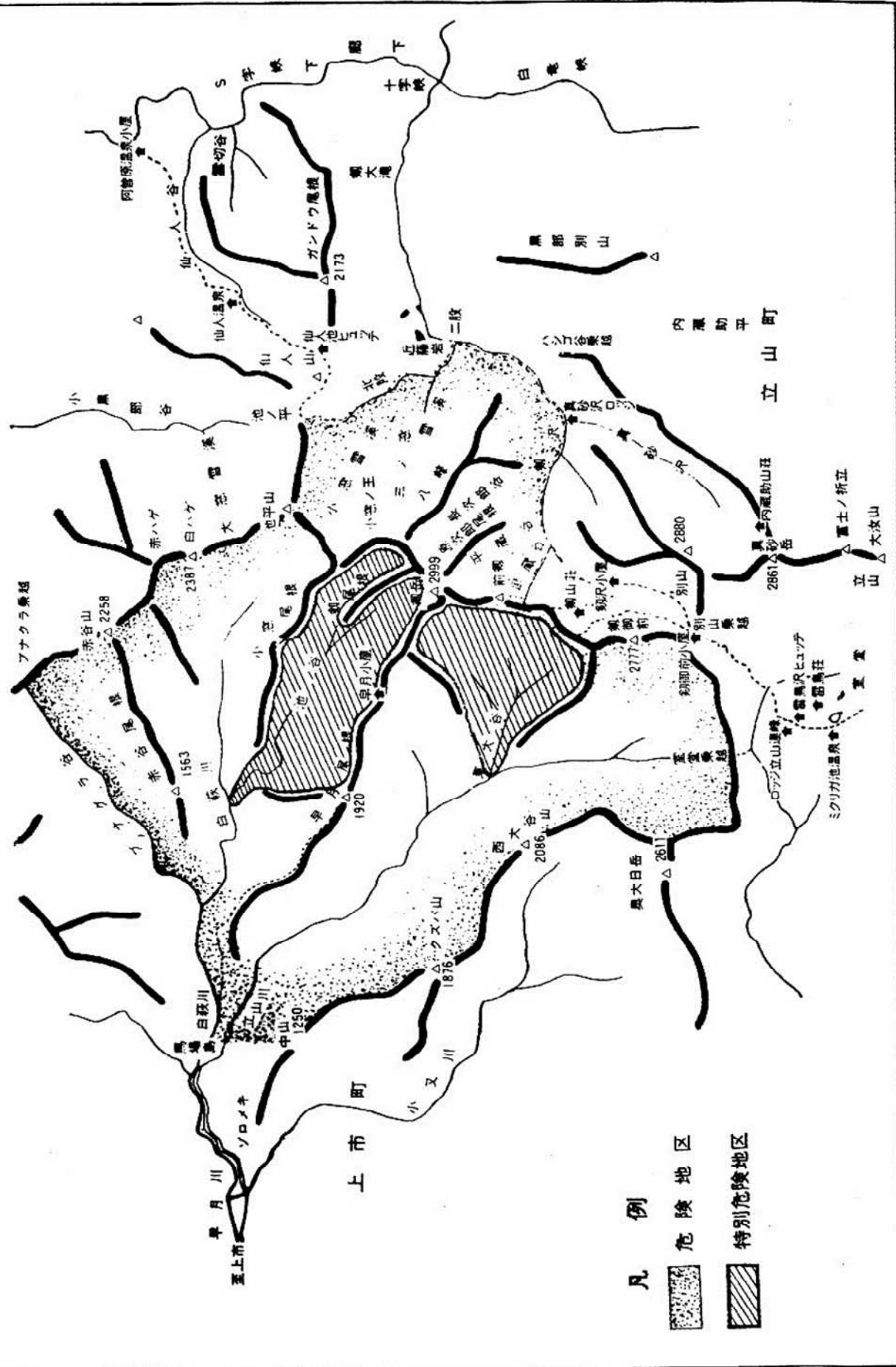
(3) その他

ア 山岳団体に所属していない者については、既存の山岳団体に加入するか、又は新たに山岳団体を組織するよう勧奨する。

イ 山岳遭難捜索費用に充てるための保険に加入していない者については加入するよう勧奨する。

(昭和44年8月1日・追加)

④ 危険地区及び特別危険地区



⑤ 登山届様式

登 山 届

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

届出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

富山県登山届出条例第4条第1項の規定により、次のとおり登山届を提出します。

パーティーの名称		
登山者の住所、氏名、性別、年齢及び登山歴		別紙のとおり
登 山 期 間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (予備日 日を含む。)
行 程		
日程及び行動の概要	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

装 備 及 び 食 糧	テント	型 型	人用 人用	張 張	
	ツェルト		人用	張	
	ザイル		メートル メートル	本 本	
	スコップ			丁	
	スノーソー			丁	
	ラジオ			台	
	アイゼン			組	
	輪かんじき(スノーシュー)			組	
	ビーコン			個	
	通 信 機 器	トランシーバー		台	メガヘルツ
		アマチュア無線機		台	メガヘルツ
		携帯電話	台	電話番号	
	燃 料				
	食 糧 (非常食を除く。)	日分			
非 常 食	食分				
そ の 他					
緊 急 時 の 連 絡 先	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
緊 急 時 の 救 助 体 制	救助する者 の代表者	住 所			
		氏 名			
		電話番号			
	救助する者 の人数	人			
山岳遭難捜索費用に充 てるための保険の加入	有	保険会社等の名称		無	
摘 要					
※					
※ 受 理	※ 平成	年	月	日	
			※ 自 第	号	

備考

- 1 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入すること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			リーダー経験
					年月	日数	山名	
リーダー					年 月	日		回
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			
					年月	日数	山名	リーダー経験
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		

上記の登山者の登山歴について、確認します。

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿
山岳団体 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

備考 登山者の登山歴についての確認は、当該登山者が山岳団体に所属している場合に、当該山岳団体の代表者から受けること。

10 立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について

平成 25 年 11 月に立山連峰の真砂岳で発生し、死者 7 人を出した雪崩事故を受け、平成 26 年 4 月に「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」が施行された。以後、対象期間中、立山室堂地区に入山する登山者やスキーヤー等に対して、以下の遭難防止に関する取り組みを継続している。

- (1) 入山届の受理
 - ・ 4 月、5 月、11 月中に立山室堂地区から入山する登山者、スキー客等に入山届の提出を求めた。
- (2) 適切な情報発信や現地指導の強化
 - ・ 室堂ターミナル内に入山安全相談窓口を設置し、入山指導員を常駐させて入山届の受理や受理時の入山指導を行ったほか、入山指導員を増員し、立山駅内に臨時入山安全相談窓口を新たに設置し、入山指導を行うなどの体制を強化した。
 - ・ 室堂周辺における①気象情報 ②雪崩情報 ③その他入山に際し注意が必要な情報等を室堂ターミナル内の入山安全相談窓口を設置したモニターで入山者等に提供した(専用ホームページにも掲載)。
 - ・ 立山地区雪崩安全対策研究会が、雪崩情報の発信に関する検討を行った。
- (3) ビーコンの携行
 - ・ 入山者に雪崩ビーコンの携行を求めるとともに、不携帯者には室堂ターミナルにおいて貸出し(有料)を行った。
- (4) 山岳保険の加入
 - ・ 入山者に山岳保険の加入を推奨した。

【参考】「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」の概要

- 1 施行年月日 平成 26 年 4 月 16 日
- 2 適用期間 4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 11 月 1 日から 同月 30 日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間
- 3 適用区域 立山室堂地区

〈入山届の受理状況及び雪崩ビーコン貸出回数〉

年 度	期 間	4/中(適用 開始)~GW前	GW中※	GW後 ~5/31	春山小計	11/1 ~11/30	合 計
	平成 30 年	件 数	633	870	758	2,261	592
人 数		1,455	1,902	1,667	5,024	1,258	6,282
ビーコン		12	19	7	38	3	41
平成 29 年	件 数	689	884	813	2,386	604	2,990
	人 数	1,570	1,975	2,096	5,641	1,533	7,174
	ビーコン	13	60	0	73	4	77
平成 28 年	件 数	526	782	584	1,892	504	2,396
	人 数	1,349	1,874	1,365	4,588	1,161	5,749
	ビーコン	18	11	3	32	5	37
平成 27 年	件 数	682	764	602	2,048	300	2,348
	人 数	1,517	1,725	1,489	4,731	764	5,495
	ビーコン	25	21	0	46	1	47
平成 26 年	件 数	535	576	601	1,712	927	2,639
	人 数	1,230	1,465	1,887	4,582	2,530	7,112
	ビーコン	16	16	13	45	11	56

※ ゴールデンウィークは、原則 4 月 29 日から 5 月 7 日までの期間とする。ただし、期間前後が週末の場合などは、期間を若干延長して計上する。

(1) 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱（平成 26 年富山県告示第 225 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、立山室堂地区において山岳スキー、スノーボード、登山等（次条第 2 項及び第 3 条第 3 項において「山岳スキー等」という。）を行う者の入山届の提出その他安全の確保に関し必要な事項を定めることにより、山岳遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「立山室堂地区」とは、別表第 1 項に規定する区域をいう。

2 この要綱において「入山」とは、4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 30 日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間において、山岳スキー等を行うために、室堂ターミナルを経て立山室堂地区（別表第 2 項に規定する区域を除く。）に立ち入ることをいう。

3 この要綱において「入山者」とは、入山をする者（当該入山について、富山県登山届出条例（昭和 41 年富山県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定による登山届を提出した者を除く。）をいう。

（入山届の提出）

第 3 条 入山者は、次に掲げる事項を記載した入山届（別記様式）を知事に提出するものとする。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 入山の目的

(3) 緊急時における連絡先

(4) 雪崩ビーコン（雪崩に埋まった人の位置を探知するために電波を発信し、及び受信する機能を有する機器をいう。以下同じ。）その他の装備の携帯の有無

(5) 山岳保険（山岳遭難捜索費用に充てるための保険をいう。以下同じ。）の加入又は未加入の別

(6) 行程及び日程

(7) 日程中の行動の概要及び宿泊先

(8) その他知事が定める事項

2 前項の入山届は、入山者が集団で行動する場合は、代表者が提出することができる。

3 第 1 項の規定による入山届の提出は、山岳スキー等を行う前に、室堂ターミナル内において行うものとする。

4 知事は、第 1 項の入山届に記載された情報を警察その他救助、山岳遭難の防止又は遭難者の救助若しくは医療のために医療等に関係する者に対し、必要な限度で提供することができる。

（入山者の遵守事項）

第 4 条 入山者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 雪崩、滑落、天候の急変その他山岳遭難の危険を予防するため、自己及び他の入山者の安全に十分に配慮して行動すること。

- (2) 雪崩ビーコンその他の適切な装備を携帯すること。
- (3) 次条第1項の入山指導員又は警察官が山岳遭難の防止を図るために行う指導及び助言を尊重すること。
- (4) 特段の事情のない限り、山岳保険に加入すること。

(入山指導員)

第5条 知事は、登山に関し知識及び経験を有する者のうちから、入山指導員を委嘱する。

- 2 入山指導員は、第3条第1項の規定により提出された入山届の記載内容を確認するとともに、入山者に対し、その遭難の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(山岳遭難対策協議会等との連携)

第6条 県は、国の機関、市町村、警察、交通事業者、宿泊施設関係者その他山岳関係団体等（次項において「関係機関等」という。）と連携して、入山者の遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助を図るものとする。

- 2 県は、関係機関等及び県の関係部局で組織する富山県山岳遭難対策協議会が行う次の事業を支援するものとする。
 - (1) 立山室堂地区の気象、雪崩等に関する情報の提供
 - (2) 入山者に対する雪崩ビーコンの携帯の指導及び貸出し
 - (3) 山岳保険の加入の推奨その他入山者に対する指導及び助言

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

別表（第2条関係）

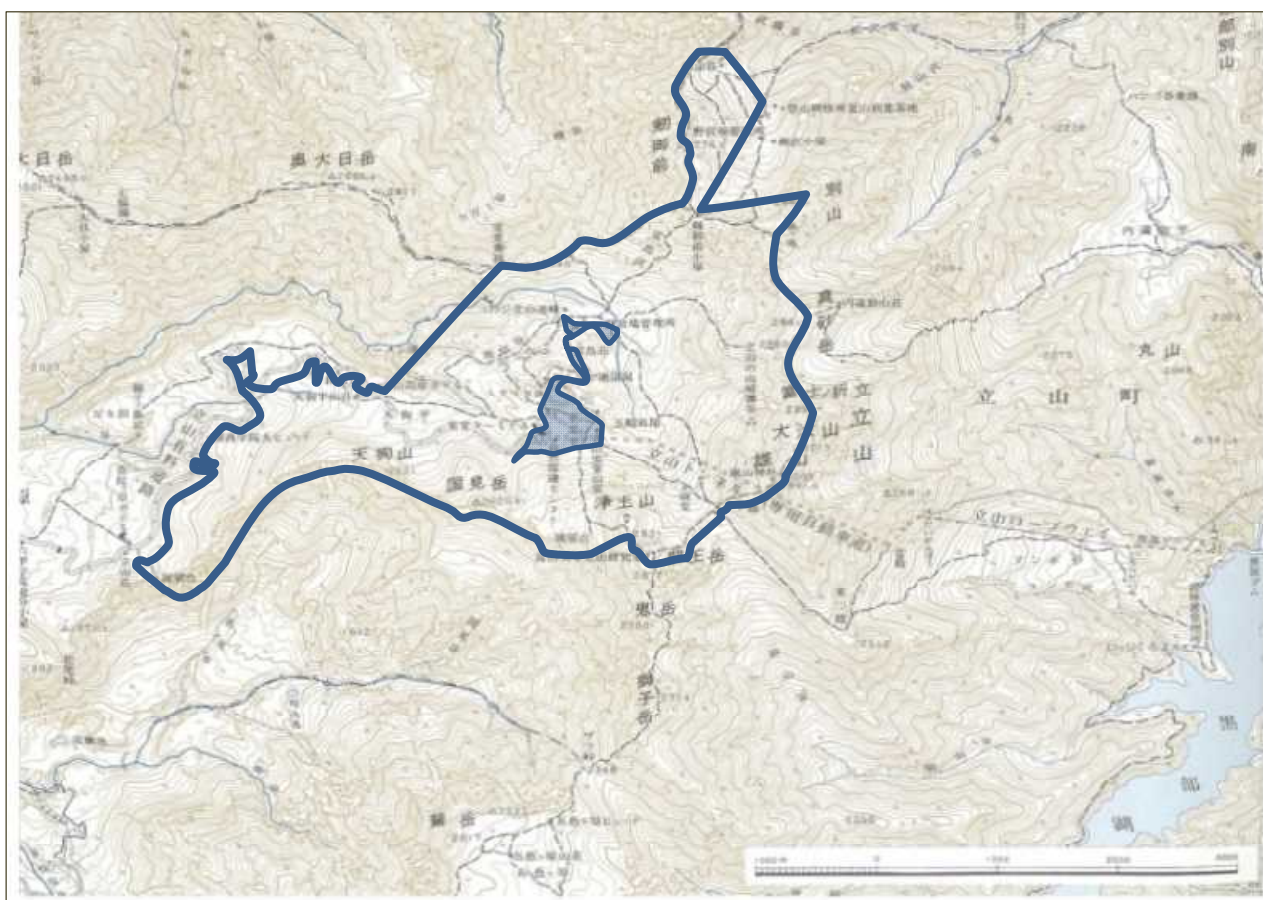
1 立山室堂地区

浄土山から稜線を南東進し龍王岳に至り、同地から稜線を北東進し一ノ越を経て雄山に至り、同地から稜線を北進し大汝山、富士の折立、真砂岳を経て別山に至り、同地から西進し劔御前小舎に至り、同地から北進し劔澤小屋を経て劔山荘に至り、同地から西進し劔御前北方の稜線との交点に至り、同地から稜線を南進し劔御前小舎前に至り、同地から稜線を西進し室堂乗越に至り、同地から南西進し立山高原ホテルに至り、同地から車道を西進し富山県立山荘に至り、同地から南東進しカルデラ展望台に至り、同地から稜線を東進し天狗山、国見岳、室堂山展望台を経て浄土山に至る線で囲まれた一円の区域（下図の太線で囲まれた区域）

2 立入りが「入山」とならない区域

室堂ターミナル（駐車場を含む。）、富山県立山センターその他の室堂平又は雷鳥沢に所在する建物及びそれらの敷地又は野営場、これらの施設を結ぶ歩道（雪上の経路を含む。以下同じ。）、室堂ターミナルから雪の大谷に至る歩道並びに車道の区域（下図の塗りつぶしの区域）

図



(2) 入山届様式

別記様式（第3条関係）

入 山 届

年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり入山届を提出します。

また、その内容を警察その他遭難者の救助、医療等に関係する者に対し、必要な限度で情報提供することを承諾します。

グループ名、 入山者を代表する者の住所、氏名、性別、年齢及び携帯電話番号、緊急時の連絡先、装備並びに山岳保険加入の有無	グループ名	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
	住所		
	氏名 男・女 (歳)	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
	携帯電話番号		
緊急時連絡先（電話番号 氏名 本人との関係	無		
入山の目的 (該当するものに○)	スキー・スノーボード・登山・写真撮影・その他 ()		
入山期間	年 月 日から 月 日まで		
行程			
日程及び行動の概要	行動日	当日の行動の概要	宿泊先
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

備考

- 1 タンゴ平、内蔵助カール、御山谷等の立山室堂地区外の区域においてスキー、スノーボード、登山等をされる場合も、帰路につくまでの全行程について記入してください。
- 2 緊急時連絡先は、入山者以外で連絡がとれる人の氏名及び連絡先を記入してください。
- 3 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入してください。

グループの場合、代表者以外の入山者については、各自が下記に記入してください。

住所	男・女 (歳)	装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
携帯電話番号			
緊急時連絡先 (電話番号)	本人との関係		無
氏名			
住所	男・女 (歳)	装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
携帯電話番号			
緊急時連絡先 (電話番号)	本人との関係		無
氏名			
住所	男・女 (歳)	装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
携帯電話番号			
緊急時連絡先 (電話番号)	本人との関係		無
氏名			
住所	男・女 (歳)	装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
携帯電話番号			
緊急時連絡先 (電話番号)	本人との関係		無
氏名			

行動予定場所を図示してください。



1.1 遭難防止対策等推進状況

平成30年に実施した遭難防止対策等の事業は、次のとおりである。

(以下、遭難対策協議会を「遭対協」という。)

月別	項目	内容
1月	冬山遭難防止活動の推進 (12月23日～1月8日)	防止対策部が登山指導員を、救助部が山岳警備隊員を馬場島に配置し遭難防止活動を推進した。
	冬山情報の提供(10日)	救助部が冬山情報第2号を提供した。
	冬山遭難救助ミニ訓練の実施 (29日～2月2日)	山岳警備隊員24人が4班に分かれて剣岳及び五龍岳一帯において遭難救助訓練を実施した。
2月	合同遭難救助訓練の実施 (19日)	立山・剣岳方面遭対協救助隊員20人と山岳警備隊員14人が合同で山野スポーツセンターにおいて遭難救助訓練を実施した。
	積雪期山岳遭難救助訓練の実施 (26日～3月7日)	山岳警備隊員24人が3班に分かれて剣岳一帯において遭難救助訓練を実施した。
3月	合同遭難救助訓練の実施 (10日～11日)	朝日岳方面遭対協救助隊員7人及び山岳警備隊員7人が合同で、初雪山周辺において遭難救助訓練を実施した。
	「山巔」の発刊(15日)	県遭対協が山岳遭難防止活動に関する白書「山巔」800部を関係機関に配布した。
	室堂平周辺積雪期利用適正化協議会の開催(20日)	防止対策部が室堂平周辺積雪期利用適正化協議会を開催し、山小屋、交通機関、山岳関係者等と遭難防止対策等を協議した。
4月	春山情報の提供(5日)	救助部が春山情報第1号を提供した。
	国立登山研修所主催研修会の開催を周知(5日)	防止指導部が県内の公立小中学校、県立学校等に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促した。
	山岳遭難救助訓練の実施 (12日)	山岳警備隊員28人が国立登山研修所において遭難救助訓練を実施した。
	登山指導員の配置(15日)	立山黒部アルペンルートの全線開通に伴い、防止対策部が立山室堂に登山指導員を配置した。
	合同遭難救助訓練の実施 (15日)	薬師岳方面遭対協救助隊員8人と山岳警備隊員4人が合同で、遭難救助訓練を実施した。
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業実施(15日～5月31日)	防止対策部が富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づき、室堂ターミナル内に「入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員を常駐させて入山届受理や受理時の入山指導を実施した。
	朝日岳方面遭対協総会の開催 (18日)	朝日岳方面遭対協が朝日町役場において総会を開催した。

	富山県警察山岳遭難救助アドバイザー運用要綱の制定 (20日)	救助部が富山県警察山岳遭難救助アドバイザー運用要綱の制定に基づき、専門的知識及び経験を有する専門家8人の委嘱を行った。
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業実施(21日～22日、28日～5月3日)	防止対策部が富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づき、立山駅内に「臨時入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員による入山指導を実施した。
	春山情報の提供(27日)	救助部が春山情報第2号を提供した。
	中学校、高等学校における運動部活動の事故防止指導の実施(27日)	防止指導部が県内の中・高・特別支援学校に対し、「中学校・高等学校等における運動部活動の指導について」の指導を実施した。
	春山遭難防止活動及び救助活動の推進(28日～5月6日)	連休期間中、各方面遭対協、山小屋及び交通機関等の関係者と連携し、遭難防止活動及び救助活動を実施した。
5月	国立登山研修所主催研修会の開催を周知(1日)	防止指導部が県内の公立小中学校、県立学校等に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促した。
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業実施(5日～6日、12日～13日、19日～20日)	防止対策部が4月に引き続き、富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づき、立山駅内に「臨時入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員による入山指導を実施した。
	登山指導員の配置(3日～6日)	防止対策部が馬場島に登山指導員を配置した。
	学校における集団登山の事故防止指導の実施(8日)	防止指導部が県内の小・中・高校・特別支援学校に対し、「学校における安全な集団登山の実施について」の指導を実施した。
	春山遭難救助ミニ訓練の実施(10日～14日)	山岳警備隊員25人が3班に分かれて雑穀谷および剣岳一帯において遭難救助訓練を実施した。
	学校登山における登山用ヘルメット着用の指導(15日)	防止指導部が県内の公立小中学校、県立学校等に対し、学校登山におけるヘルメット着用の指導を実施した。
	宇奈月方面遭対協総会の開催(22日)	宇奈月方面遭対協が宇奈月友学館において総会を開催した。
	薬師岳方面遭対協総会の開催(23日)	薬師岳方面遭対協が大山地区市民センターにおいて総会を開催した。
	夏山遭難防止ポスターの作成・配布(24日)	防止対策部及び救助部が夏山遭難防止ポスター(カレンダー)2,000部を作成し、山岳関係機関・団体等に配布した。
	平成30年度定例総会の開催(29日)	平成30年度富山県遭対協定例総会を警察本部大会議室において開催した。
6月	入山指導員による、登山指導等の実施(6月～10月)	防止対策部が4月、5月に引き続き、立山室堂において登山指導、遭難防止活動、パトロール等を実施した。

	合同遭難救助訓練の実施 (2日～3日)	朝日岳方面遭対協救助隊員等16人と山岳警備隊員3人が合同で、朝日岳周辺において遭難救助訓練を実施した。
	合同遭難救助訓練の実施 (9日)	朝日岳方面遭対協救助隊員6人と山岳警備隊員3人が合同で、警察航空隊においてヘリコプター訓練を実施した。
	集団登山引率者講習会の実施 (13日～14日、20日～21日)	防止指導部主催で、幼稚園・小・中・高・特別支援学校における集団登山が安全に実施されるよう、引率する教員を対象に、登山研修所、室堂周辺及び雄山において講習会を開催した。
	合同遭難救助訓練の実施 (17日)	宇奈月方面遭対協救助隊員6人と山岳警備隊員3人が合同で、僧ヶ岳において遭難救助訓練を実施した。
	夏山情報の提供 (29日)	救助部が夏山情報第1号を提供した。
	夏山遭難防止チラシを作成・配布 (30日)	防止対策部及び救助部が夏山遭難防止チラシ4,500枚を作成し、一般登山者等に配布した。
	夏山事前パトロールの実施 (30日～7月2日)	宇奈月方面遭対協救助隊員9人と山岳警備隊員3人が合同で、唐松線及び白馬線の夏山事前パトロールを実施した。
7月	夏山遭難防止対策の推進 (7月～8月)	防止対策部及び救助部が夏山期間中、毎日、山岳情報を入手し、登山者からの問合せに応じるとともに、報道機関を通じて遭難防止の広報を実施した。
	学校登山用ヘルメットの配置 (7月～8月)	防止対策部が立山センターに学校登山用ヘルメット約600個を配置し、貸出を実施した。
	夏山事前パトロールの実施 (6日～9日)	朝日岳方面遭対協救助隊員5人と山岳警備隊2人が合同で、白馬岳から朝日岳間等の夏山事前パトロールを実施した。
	全国山岳遭難対策協議会への出席 (11日)	東京都において文部科学省、警察庁等が主催する全国山岳遭難対策協議会に出席し、遭難防止対策等を協議した。
	夏山遭難救助訓練の実施 (12日～20日)	山岳警備隊員24人が3班に分かれて立山・剣岳一帯において遭難救助訓練を実施した。
	夏季における児童、生徒の事故防止指導の実施 (13日)	防止指導部が県内の小・中・高校・特別支援学校等に対し「夏季における児童生徒等の事故防止について」指導した。
	学校に対する夏山登山事故防止指導の実施 (20日)	防止指導部が県内の公立小中学校、県立学校等に対し、山岳遭難対策中央協議会の「夏山登山の警告」パンフレットを配布し、指導した。
	熱中症事故の防止等について指導の実施 (24日)	防止指導部が県内の公立小中学校、県立学校等に対し、「運動部活動における熱中症事故の防止等について」指導した。

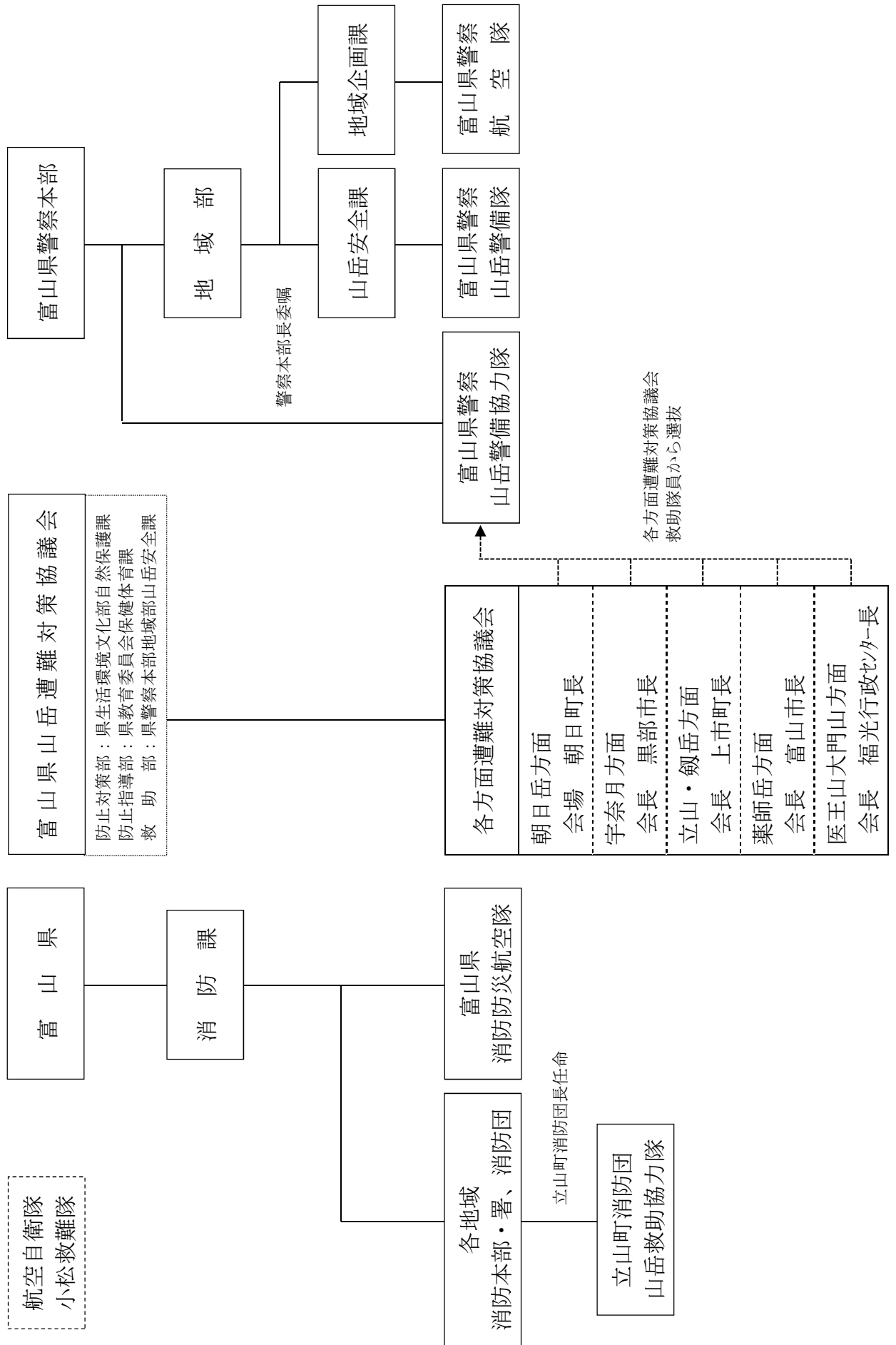
	夏山情報の提供（27日）	救助部が夏山情報第2号を提供した。
	北アルプス三県合同山岳遭難防止キャンペーンの実施（28日）	防止対策部、防止指導部、救助部が合同で、立山室堂において三県（富山・岐阜・長野）統一の安全登山マップを配布し、安全登山を呼び掛けた。
8月	北アルプス三県合同山岳遭難防止キャンペーンの実施（11日）	防止対策部、防止指導部、救助部が合同で、立山室堂において三県（富山・岐阜・長野）統一の安全登山マップを配布し、安全登山を呼びかけた。
	国立登山研修所主催研修会の開催を周知（20日）	防止指導部が県内の公立小中学校、県立学校等に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促した。
	立山・劔岳方面遭対協総会の開催（23日）	立山・劔岳方面遭対協が上市町役場において総会を開催した。
	秋山情報の提供（31日）	救助部が秋山情報を提供した。
9月	秋山遭難防止対策及び救助活動の推進（9月～11月）	救助部が立山・劔岳方面及び黒部峡谷阿曾原温泉小屋において登山指導及び救助活動を推進した。
	秋山遭難救助訓練の実施（12日～20日）	山岳警備隊員23人が3班に分かれて立山・劔岳及び朝日岳一帯において遭難救助訓練を実施した。
10月	海外視察訓練の実施（8日～25日）	山岳警備隊員2人が欧州救助先進国での視察訓練や人事交流により最先端の救助技術を導入した。
	国立登山研修所主催研修会の開催を周知（9日）	防止指導部が県内の公立小中学校、県立学校等に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促した。
11月	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業実施（1日～30日）	防止対策部が4、5月に引き続き富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づき、室堂ターミナル内に「入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員を常駐させて入山届受理や受理時の入山指導を実施した。
	合同救助訓練の実施（2日）	砺波広域消防本部捜索救助隊員10人と山岳警備隊員7人が合同で遭難救助訓練を実施した。
	山岳遭難救助訓練の実施（9日）	山岳警備隊員26人が雑穀谷において遭難救助訓練を実施した。
	合同救助訓練の実施（13日、15日）	富山県消防防災航空隊と山岳警備隊員24人が救助ヘリコプター搭乗要領の連携訓練を2回に分けて実施した。
	冬山遭難防止ポスターの作成・配布（21日）	防止対策部及び救助部が冬山遭難防止ポスター（カレンダー）2,000部を作成し、山岳関係機関・団体等へ配布するとともに、山小屋、駅、登山口等に掲示した。
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業実施（23日～25日）	防止対策部が4月、5月に引き続き、富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づき、立山駅内に「臨時入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員による入山指導を実施した。
	冬山情報の提供（27日）	救助部が冬山情報第1号を提供した。
	三県山岳遭難防止対策連絡会議の開催（27日）	富山県で富山・岐阜・長野三県山岳遭難防止対策連絡会議が開催され、遭難防止対策を協議した。

	登山指導員の委嘱（30日）	防止対策部が登山指導員の委嘱を行い、打合せ会を開催した。
	登山指導センターの開設（30日）	防止対策部が馬場島に登山指導センターを開設した。
12月	冬山遭難防止活動の推進（12月～2月）	各方面遭対協、山岳関係者等が連携して遭難防止活動を推進し、年末年始には防止対策部が登山指導員を、救助部が山岳警備隊員を馬場島に配置した。
	合同遭難救助訓練の実施（1日～2日）	朝日岳方面遭対協救助隊員16人と山岳警備隊員3人が合同で遭難救助訓練を実施した。
	冬山遭難救助ミニ訓練の実施（3日～7日）	山岳警備隊員23人が4班に分かれて劔岳及び毛勝山一帯において遭難救助訓練を実施した。
	冬季野外活動における児童、生徒の事故防止指導の実施（6日）	防止指導部が県内の小・中・高校・特別支援学校等に対し「冬季野外活動における児童、生徒の事故防止について」指導した。
	学校に対する冬山登山事故防止指導の実施（14日）	防止指導部が県内の公立小中学校、県立学校等に対し、山岳遭難対策中央協議会の「冬山登山の警告」パンフレットを配布し、指導した。

	項目	内容
年間	安全登山指導、パトロール及び遭難救助活動の実施	救助部及び防止対策部が各部の活動拠点において、山岳警備隊員、登山指導員、入山指導員等による安全登山の指導、パトロール及び遭難救助活動を実施した。
	山岳情報の収集と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山小屋、山岳関係者、登山者等から山岳情報を収集し、駅等に設置の山岳情報板等で情報を提供した。 ○ ホームページで山岳情報を提供し、遭難防止と安全登山を啓発した。 ○ 山小屋等に宿泊の登山者に対し安全登山講話を実施した。 ○ パトロール中に、体力不足・装備不十分な登山者等を対象として声かけ指導を実施した。
	登山届のチェックと安全登山指導の実施	防止対策部及び救助部が、登山届の提出者に対し、必要に応じて山岳情報の提供と安全登山指導を実施した。

1 2 富山県山岳遭難救助組織概念図

富山県山岳遭難救助組織概念図



SAN TEN

山 嶺

No.28

平成 31 年 3 月 発行

発行 富山県山岳遭難対策協議会

富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部地域部山岳安全課内

TEL 076-441-2211 (内線 3911)

編集 富山県生活環境文化部自然保護課

富山県教育委員会保健体育課

富山県警察本部地域部山岳安全課